

五・五%	四・五%		五%	五・五%
	借換公債	大藏省債券		
二十年期限米債公債 (一三六、三三五〇、弗)	一九四〇—四四	一九三〇—三二	一九二九—四七	軍軍公債
	三七二、九七五、二〇七	四、九〇七、四五一	一九四四—六四	
	一九三〇—三二	四、九〇七、四五一	一九三三—三五	大藏省債券
	一九三三	一四、〇七六、三四〇	一九三四	
	一九三四	五、〇七五、七〇三六	一九三七	二八〇一三、七三三
	一九三二—三四	一四〇、三一三、九一三		
				二、五二四、四〇二、四一一

右の如く最大なるは五%公債で、二十五億の巨額に上るが、その大部分は一九二九—四七年期限の軍軍公債で、その利率は國債利率總額の三割を占めてゐる。五%といふ英國長期公債として稀有の高率が戦争終結以来八ヶ年後尚かくも残存し、國民軍軍債券からの兼換等の為、一九一七年に比し却つて増加せる如き状態は到底放棄を許さない。そこで先づこの五分利公債の借換に着手することゝしたのである。尤も従来公債銷却の爲には次の如き諸手段があつたが、その効果は頗る少なかつた。の市價維持基金 (Depreciation Fund)。これは一九一七年財政法に規定されたもので、五分利付軍軍公債及四分利付軍軍公債の各市價低落防止の爲、大藏省は最初に生ぜし是等公債の各總額の十分の一に等しい額を、一千万磅に至る迄毎月國庫より拂出して市價維持基金を作り、各公



債がその発行価格（五公債は九五磅、四公債は一〇〇磅）を下る時はその買入銷却を行ふものである。これは後に設けられた新減債基金の内に別個の項目として包容せしめられた。創設以来三二年迄之により買入銷却せる額は一五八百万磅である。

(2) 國債費に属する新減債基金に依る減債、これに二ある。その一は一八八四年設定の減債基金によるもので、年額一五、五四七磅五志を五〇年間國庫より支出し、一紙國債の買入銷却を行ふものであり、その二は一九二三年及一九二八年法による新減債基金のバランスに依る銷却である。

(3) 旧減債基金若は歳計剰余金、これは一八七五年減債基金法及一九二〇年以後の財政法に依るものであるが、実際には一九二二年度に一二万磅弱の銷却があつたにすぎない。

(4) その他遺産税の代用納付に因る減債（二八九万磅）、終身年金交付に因る減債（八〇〇万磅）、海外領土政府の軍費納金を以てする買入銷却（六七九万磅）、海外領土戦時貸付金回収に依る減債（一〇二万磅）、聯合國戦債及救済貸付金回収によるもの（三一五万磅）、独逸五分半利付一九三〇年発行外債（八七五万磅）、及び支那賠償金、献納、遺贈等によるものである。

(5) 更に地租の永代免除を受くる為の一時全納金を以てする買入銷却（八六万磅）、超過地租収入（五〇万磅）、一八九一年印紙税法による特殊の印紙税収入（一三二万磅）等もある。

一九三一年九月スノーデン蔵相は五分利軍事公債の低利償換計画を發表し、之に因する立法を要求したが、全法案は九月三十日議會を通過し



た。この間に金本位制の離脱が行はれ、財界の状勢樂觀を許さなかつたので、政府は慎重なる態度を以て借換整理の醸成に努めねばならなかつた。蓋し二〇億磅と云ふ大公債の借換には、予算の均衡と低金利の持続を絶対要件とするからである。当時一九三一年予算はその低率移すれば四千万磅の不足を見込まれた為、政府はメイ委員会の勸奨により二二億万磅を捻出し、税法改正により四〇五〇万磅を増収し、辛じて均衡を得たのみであり、一方英蘭銀行の割引歩合は金本位停止と共に四五%から六%に急騰し、銀行預金利率も二・五%から四%に急騰したのである。されば政府は、一財界の鎮静を待つて越年し、翌三二年春、先ず試金石として四五%大蔵省債券（一九三〇—三二）と四%大蔵省債券（一九三一—三三）の借換を行った。前者は当時約一一五八〇万磅あつたが、

その中四二六八万磅が四・五%借換公債（一九四〇—四四）の四一、六七万磅に、又六八二五万磅が四%コンソール公債の七三、〇三万磅に夫々乗換へられ、現金償還四九一萬磅と云ふ結果を得た。後者はその現在高六四六〇万磅、全部償還すると共に、三%大蔵省債券を発行して之に代ふることとしたが、応募は一〇〇〇万磅であつた。

かくてこの借換は成功せるのみならず、金利も漸く金融緩慢を反映して低率に乗り、大借換の機漸く熟するに至つたので、六月三十日遂に五分利率軍用公債（二九—四七年期限）の三分半利率軍用公債への借換が告知されたのである。当時の公定割引歩合は次の如く、三十五年未満は低率であつた。

一九三二年一月

六%

一九三二年二月十八日

五%



一九三二年三月十日	四%	一九三二年五月十二日	二・五%
三月十七日	三・五%	六月三十日	二%
四月二十一日	三%		

倫敦ガゼットに發表された借換計画の内容は左の如くである。

「大蔵省は一九一七年一月十一日附発行目論見書に従ひ政府が、五分利付一九二七—四七年期限軍事公債を一九三二年十二月一日に平價を以て償還する意思を有する旨茲に告知する。

一九三一年財政法第十一條の規定に従ひ、本公債のストワグ（無額面のもの）若くはボンド（額面金額一定せるもの）を以てする所有者が、全法所定の方式で償還期日後も引続き本公債を所有する為に申請をなすときは、本公債の文言條件及附帶事項につき一九三二年十二月一日より

次の変更を受けたる上、所有を継続し得る。

- (a) 利率は一〇〇磅につき年三磅一〇志に減せられる。
- (b) 大蔵省は倫敦ガゼットに各三ヶ月の予告をなしたる上、一九五二年十二月一日以後何時にても一回又は數回に亘り平價を以て償還する権利を留保する。
- (c) 遺産税の為に納付すべき金額の代納に本公債を提出し得る権利は消滅する。

(d) 市價低落防止の為本公債買入基金設定に毎月一定金額を積立てる取極は効力を停止し、公基金度高は此目的の為に使用することを停止す

(e) 本公債の名称は三分半利付軍事公債と改める。



本公債の所有に關し、一九三二年九月三十日迄に継続の申請も償還の申請もなされなかつた場合、その所有は一九三二年九月三十日に継続の申請を為したると等しく、本告知の明示する変更を受けた上、その所有を継続したるものと看做す。

又、一九三二年七月三十一日以前に継続所有を申請したるものはその所有額の平價一〇〇磅毎に一磅の率で現金ボーナスを受ける。

此の計画は市場に頗る好感を以て迎へられ、國債は一般に四乃至五ポイントの騰貴をみた。継続所有の申込がどれ位あるかは当時頗る興味を以てみられたが、最樂觀者と雖も一七億五千万磅と評價してゐたのに、八月十五日には既に一八億五千万磅に達した。九月三十日大藏省の発表によれば、六月三十日現在二〇億八千五百万磅の中、一九億二千万磅

(九二%)が借換へられ、十二月一日に現金を以て償還すべきは一億六千五百万磅(八%)にすぎない。可成りの成功であると云つてよい。

此間三ヶ月に亘り政府が借換助成の爲にとつた新資本発行制限政策は注目すべきである。即ち、当時不況の爲、新資本発行は不振を續けてゐたが、借換政策に障害を与へ若くは之と競争的となるべき所作を極力避くる爲、大藏省は先づ利害關係者の自制に訴へて一切の新資本の発行を抑制したのである。そして借換の実績を見守りつゝ漸次之を緩和し、低金利持續の形勢を見究めるや比較的期近の大藏省債券を借換へ、更に五分利付軍軍公債の現金償還に要する資金調達の爲に低利の中期公債を發行したのである。

ともあれ、かくて相次ぐ借換の成功により、一九三三年二月には前年



六月末に比し左の如く國債利拂費年三千八百萬磅の節約を見たのである。

公債別	現在高(千磅)	償還期	利率%	利拂年額(千磅)
單年公債	二、〇八四、九九四	一九二九—四七	五	一〇四、二五〇
單年公債	一二、八〇四	一九二五—四五	四・五	五七六
大藏省債券	一四〇、三一三	一九三二—三四	四・五	六、三一四
大藏省債券	一四、〇七六	一九三三	四・五	六三三
大藏省債券	一一四、六〇八	一九三三—三五	五	五、七三〇
計	二、三六六、七九五			一一七、五〇四
單年公債	一、九二〇、〇〇〇	一九五二—	三・五	六七、二〇〇
大藏省債券	一五〇、〇〇〇	一九三五—三八	二	三、〇〇〇

一九三二年  
六月三十日  
現在

一九三三年  
二月一日

現在	借換公債	計
三〇〇、〇〇〇	二、三七〇、〇〇〇	二、三七〇、〇〇〇
一九四八—五三		
三		
九、〇〇〇	七九、二〇〇	七九、二〇〇

公債總額増 三、二〇五萬磅  
利拂費減 三八、三〇四萬磅

第二節 國債の構成変化と利拂費節約

一九三二年以降の國債の状況をみるに、一般會計の歳入超過にも拘らず、三二年に二億磅、三二年に約一億八千萬磅の國債増加を示してゐる。これは主として一九三二年に一億五千萬磅、一九三三年度に二億磅が為替平衡資金として起債され、それが *Debtweight Debt* の中に計上さ



れてゐるからである。一方、三二年度以降國債償還の爲の現金勘定は左の如くである。(單位千磅)

年 度	新減債基金	旧減債基金	其他國庫拂出	各種受入金	減債充當可 毗現金總計	實際減債 充當現金	起債手取金	正味減債 充當現金
一九三二	二六、三三〇	三六四	五一、六四二	三三〇	五四三、四四七	五四二、三三八	七二、四、五七九	一八二、二四〇
一九三三	七、七四九	—	五三、五五九	八四七	六二、一五六	六二、〇一三	二二、五二九	一五、五一六
一九三四	一、二、三四二	三、一、四七	一、五七、一四一	七、九四六	二〇、八、五七九	二〇、八、四九九	一、八、一一九	二七、三八〇

右の如く、國庫不如意の爲、減債の実績は頗る上らない。しかしこの期間に於て注目すべきは内國債の無期年金化が著しく進捗化したことである。無期公債 (Funded Debt) は政府の選擇に於て、若くは議会の別段の規定ある迄は債券所有者が償還を請求する権利無きもので、政府

は比較的低率の利子を支拂ふ外、何年同でも無制限に借りて置かれるのである。故に有期公債をこの無期公債に變形して置くことは國庫にとつて頗る有利である。三二年度の五分利率軍事公債の借換で、その利率が三分半に低下した許りでなく、無期化されたことに重大な意義を有する。この点からみると最近に於ける國債の期限別構成には明白な好転がみられる。

○一般國債期限別分類 (單位百万磅)

	無期公債	有期公債	大藏省証券及一時貸上金	其他の内國債	内國債合計	外國債
一九三二年三月末	一、四二五・〇	一一・九	五九四・三	四、三一五・二	六、三、四、六・六	一、〇、六、六・六
一九三三年	一、四六七・〇	一一・七	六一一・九	四、二五二・三	六、三、四、三・一	一、〇、九、〇・八
一九三四年	三、三、七、六・三	一一・八	八一〇・四	二、三、八、四・六	六、五、八、三・三	一、〇、六、〇・四



一九三四年	三、三七四・三	一、二・〇	八四四・七	二、五五四・六	六、七八五・七	一、〇三六・五
一九三五年	三、三六八・一	一、一・〇	八三三・三	二、五五〇・二	六、七六三・八	一、〇三六・五

如斯、一九三五年に於ては一九三一年に比し無期公債が一四億から三三億へと二倍半近く増加してをり。一方、有期公債は四三億から二五億に着減してゐる。流動公債たる大藏省証券は戦後漸次整理され金解禁當時は七億七千万磅に減少してゐたが、その後も減少を続け、三一年には六億磅以下となつた。その後の増加は為替平衡資金設置の爲で、もし之を除けば、一九三五年度は、五億以下となつてゐる。

而も、低金利の徹底の爲、その利抑は驚くべき程減少し、一九二九年度約二八七〇万磅であつたものが、一九三四年度には僅かに三五一万磅

年 度	利			子		取 扱 費		新 減 債 國 債 費	
	大藏省証券 券利子	野 蓄 証 券利子	其 他 公 債利子	計	反 至 費	計	基 金	定 期	
一九二〇年	六九、〇一八	二、五一八	三五四、五三六	三二六、〇七四	三、二五七	三二八、三三一	七、三四〇	三四九、五九八	
一九二四年	二〇、八〇二	七、一〇〇	二八一、三三三	三〇九、三二五	二、九四五	三一一、一六一	四、五〇〇	三五七、一六一	
一九二五年	二五、三九一	七、一〇三	二七四、六〇〇	三〇六、九九四	一、三三三	三〇八、三三九	五、〇〇〇	三五八、三三九	
一九二六年	二八、〇二〇	一、三、七七八	二七六、一〇三	三二六、四〇三	三、一八〇	三二八、五八三	六、〇〇〇	三七八、五八三	
一九二七年	三三、二八一	一、五、〇七七	二七二、六四九	三一三、〇〇八	一、八〇七	三一三、八一六	六、五〇〇	三七八、八一六	

足らずになつてゐる。

國債費については次章に略説する積りであるが、こゝにその大體を表示して、最近に於ける利抑節約の程度を示しておくを便とするであらう

(單位千磅)



借換ニヨル増減			年度中の 国債増減	年度末現在 一般国債
借換ニヨ ル起債	借換ニヨ ル償還	正味増減		
-	-	-	6,704	647,770
-	-	-	+ 455,197	1,104,967
313,635	401,905	- 88,269	+ 1,028,181	2,133,148
1,207,408	1,152,593	+ 54,815	+ 1,878,298	4,011,446
18,290	18,277	+ 12	+ 1,860,405	5,371,851
10,345	93,555	- 83,210	+ 1,563,099	7,431,549
303,546	351,170	- 47,625	+ 393,830	7,828,779
10,035	15,362	- 5,326	- 257,421	7,574,358
368,917	265,501	+ 103,416	+ 79,943	7,654,301
720,175	472,490	+ 247,684	+ 87,932	7,742,233
89,154	97,250	- 8,097	- 101,136	7,641,097
279,948	273,067	+ 6,881	- 43,199	7,597,898
74,572	70,761	+ 3,811	- 39,204	7,558,694
187,555	160,866	+ 26,690	- 4,027	7,554,668
361,697	315,043	+ 46,654	- 26,801	7,527,867
283,891	254,586	+ 29,305	- 27,479	7,500,388
212,182	203,658	+ 8,524	- 31,279	7,469,109
1,919	1,091	+ 827	- 55,730	7,413,379
169,737	141,595	+ 28,142	+ 20,634	7,433,943
2,098,075	2,001,834	+ 96,241	+ 209,850	7,643,793
73,381	64,275	+ 9,106	+ 178,504	7,822,297
10	-	+ 10	- 21,861	7,800,436

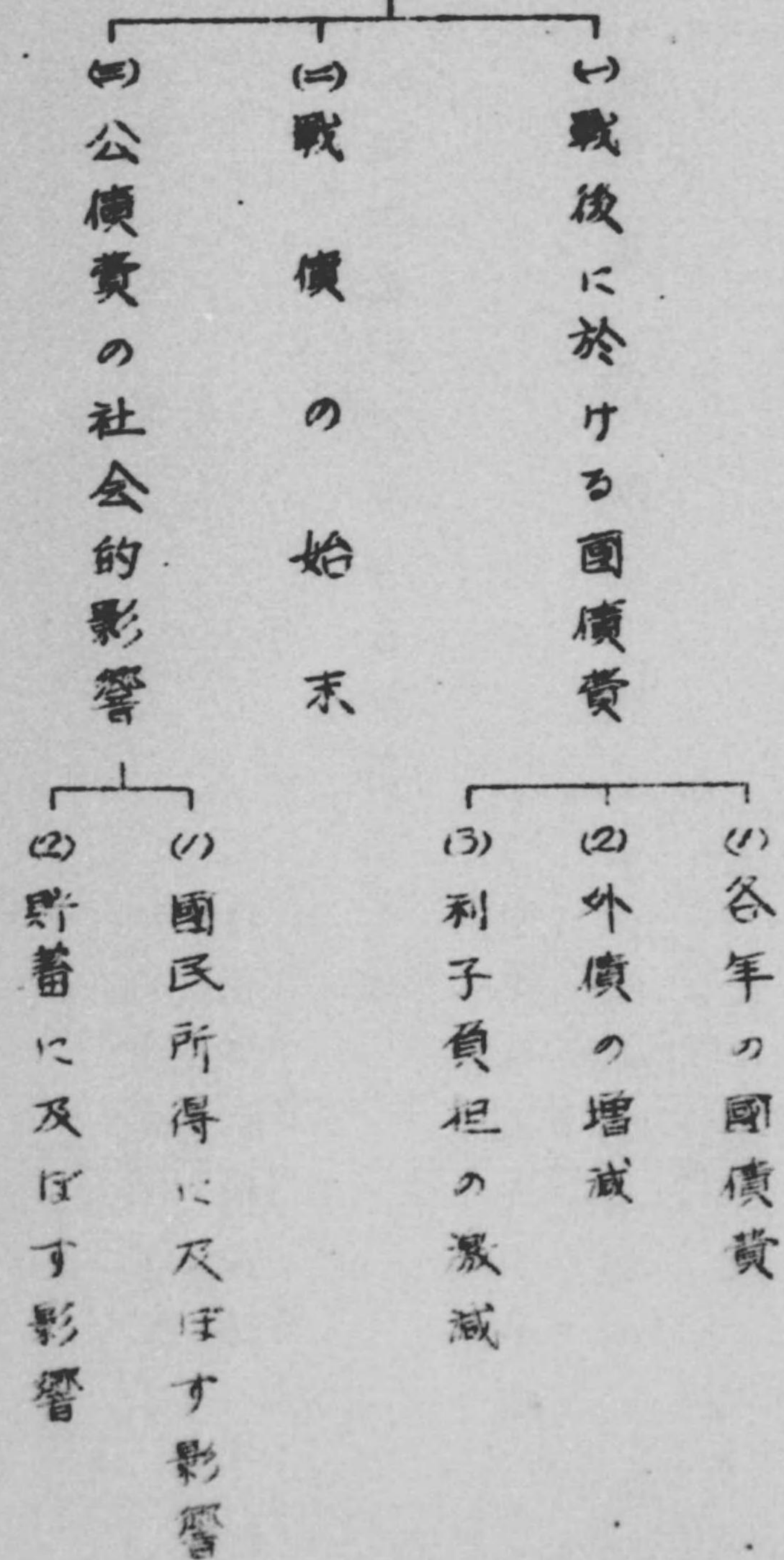
尚、最後に、一般国債の増減明細表を掲げておく。  
 (X印ハ公債金に依り支弁せるもの)  
 ○英國一般国債各年増減表 (單位千磅)

一九三五年 (千磅)	一九三四年	一九三三年	一九三二年	一九三一年	一九三〇年	一九二九年	一九二八年
三,五〇八	四,一〇九	五,九一一	二〇,七二六	一三,四七四	二八,六九九	二六,一八七	一七,九三四
九,〇〇〇	一一,一〇〇	(X) 一五,〇四四 (X) 二,六五五	(X) 一五,三六二 (X) 八,四三〇	一六,〇五五	(X) 一五,五四一 (X) 四,八一八	一七,九三四	二六,三,九四四
一九八,一〇四	一九九,九四五	二五九,一四二	二五,一六〇	二六三,三四五	二六〇,七四五	二六三,九四四	三一〇,〇六六
二一〇,六一三	二一五,一五四	(X) 二八〇,〇九七 (X) 二,六五五	(X) 二八七,五八八 (X) 八,四三〇	二九一,八七四	(X) 三〇四,九八六 (X) 四,八一八	三一〇,〇六六	三四二,四
一〇,四四	一〇,九五	(X) 二〇,七七一 (X) 三,三三一	一九〇三	一九九	二,二六四	三四二,四	三一,四九〇
二二五,〇〇〇	二二一,六五七	(X) 二八二,一六九 (X) 二,五八七	(X) 二八,四九三 (X) 八,四三〇	二九三,一六九	(X) 三〇七,二五一 (X) 四,八一八	三一,四九〇	五七,五〇九
一三,三四二	七,七四九	二六,三三〇	三三,五〇七	六六,八三〇	四七,七四八	五七,五〇九	三六九,〇〇〇
二二四,〇〇〇	二二四,〇〇〇	三〇八,五〇〇	三三,〇〇〇	三六,〇〇〇	三五五,〇〇〇 四,八一八	三六九,〇〇〇	



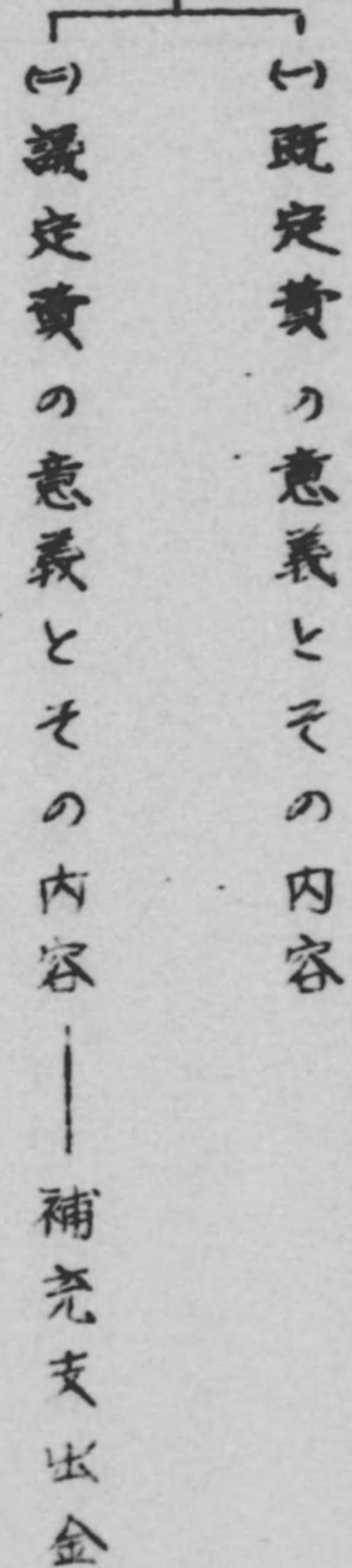
第二節

國債費とその社会的影響



第一節

歳出予算の構成



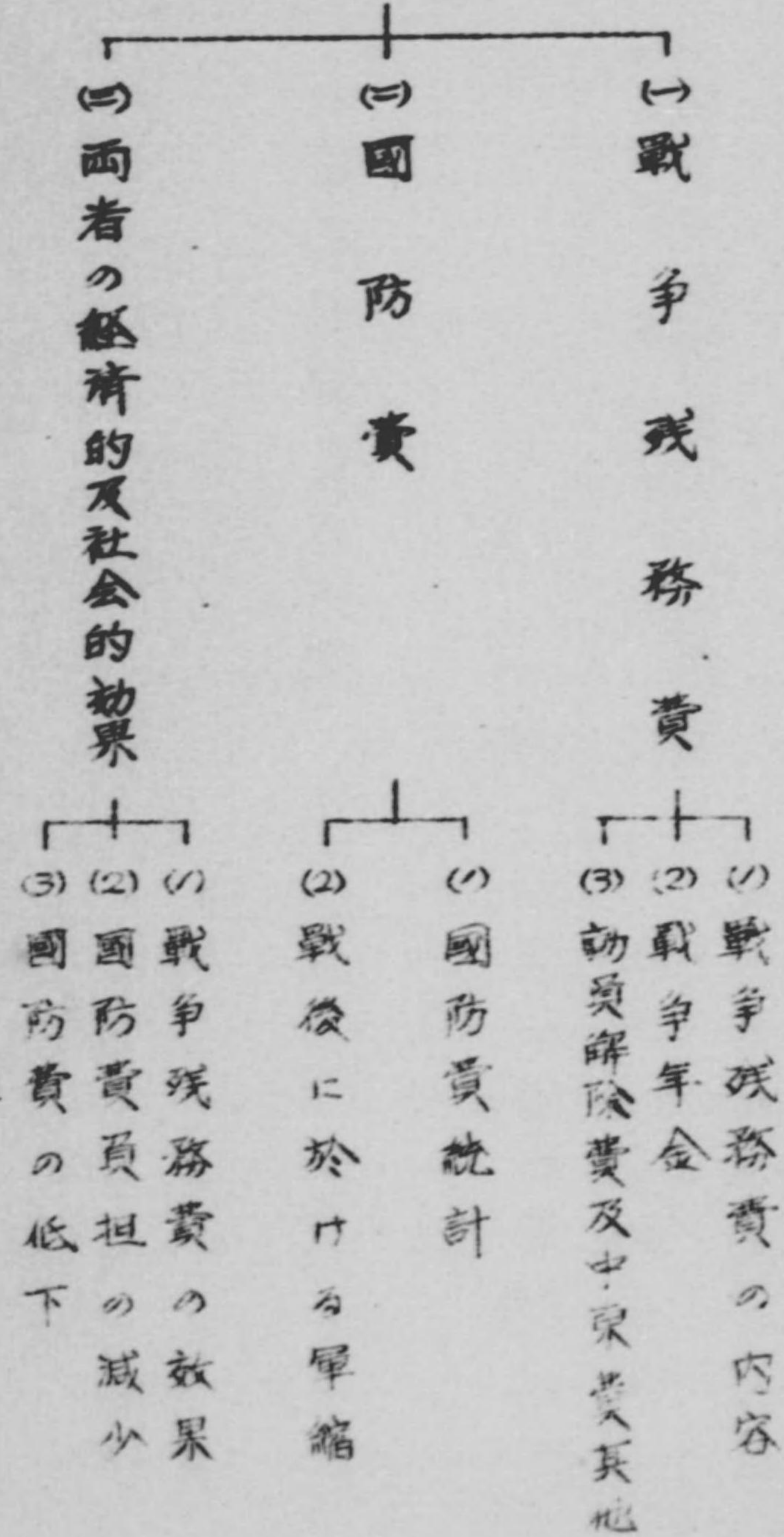
第五章 歳出とその社会的経済的效果

	現金取引ニヨル増減			正味増減
	年度初現在 一般國債	現金ニヨ ル起債	現金ニヨ ル償還	
1913-14	656,474	3,500	10,204	- 6,704
14-15	649,770	464,150	8,953	+ 435,197
15-16	1,104,967	1,314,144	197,644	+ 1,116,450
16-17	2,133,148	1,849,425	25,941	+ 1,823,483
17-18	4,011,446	2,004,005	143,613	+ 1,360,392
18-19	5,871,851	1,897,943	251,634	+ 1,641,309
19-20	7,434,947	955,874	514,469	+ 441,435
20-21	7,828,779	104,778	353,373	- 249,094
21-22	7,574,353	433,461	456,934	- 23,473
22-23	7,654,301	198,392	358,144	- 159,752
23-24	7,742,233	83,873	176,962	- 93,070
24-25	7,641,047	113,416	163,506	- 50,090
25-26	7,397,843	111,541	154,556	- 43,015
26-27	7,558,644	79,557	110,274	- 30,716
27-28	7,554,618	177,939	231,394	- 73,455
28-29	7,528,817	201,574	258,353	- 56,784
29-30	7,500,330	234,587	269,410	- 34,423
30-31	7,469,039	203,339	259,897	- 56,558
31-32	7,143,309	146,668	154,176	- 7,507
32-33	7,433,943	734,642	531,032	+ 203,609
33-34	7,643,773	229,913	60,494	+ 169,418
34-35	7,822,297	184,158	206,030	- 21,371



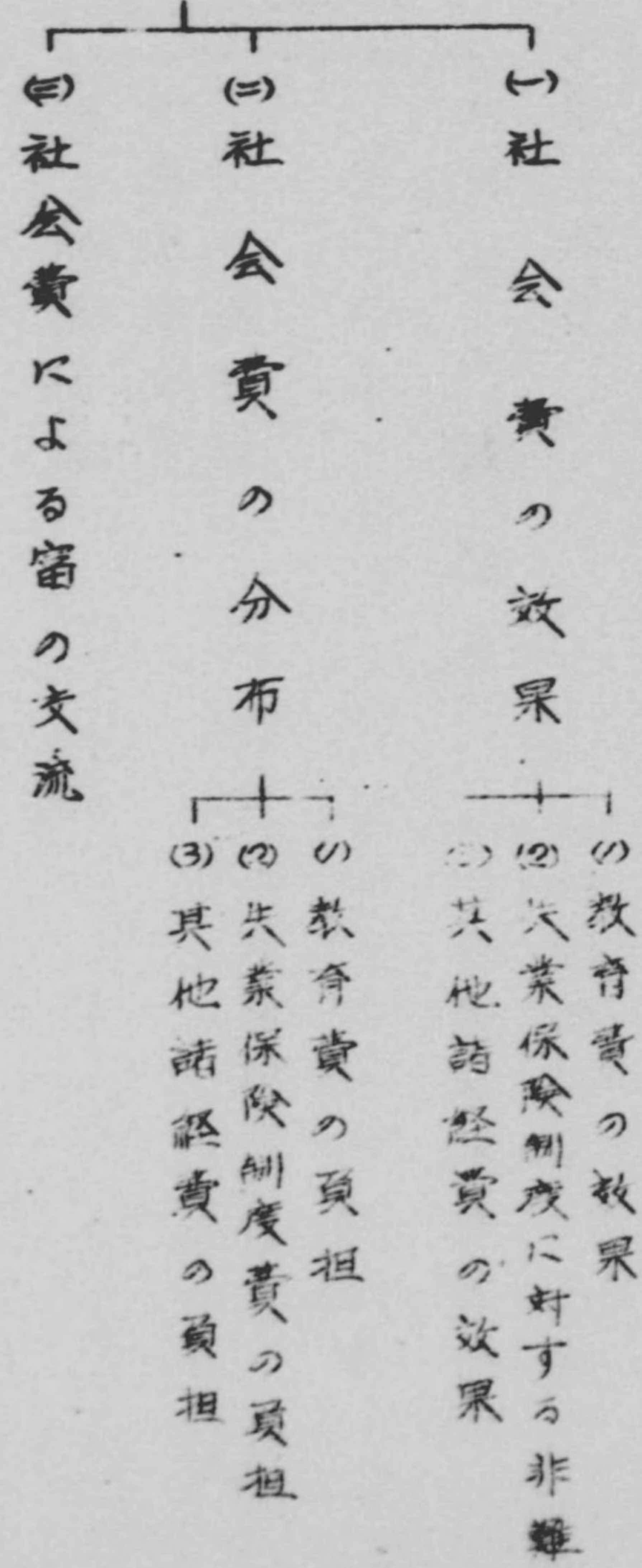
第五節

戦争残務  
費及國防費



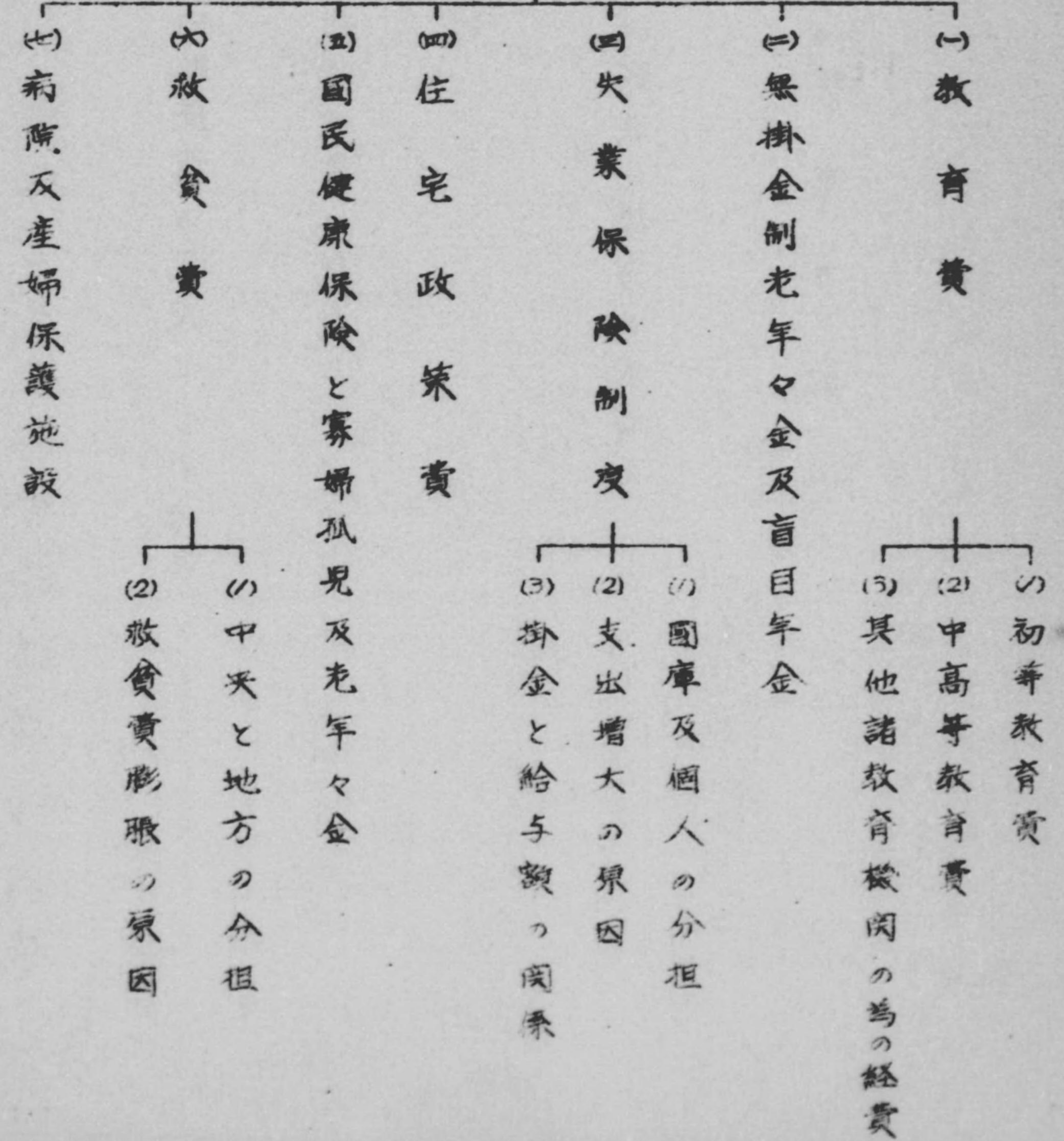
第四節

社会費の  
社会経済  
的影響



第三節

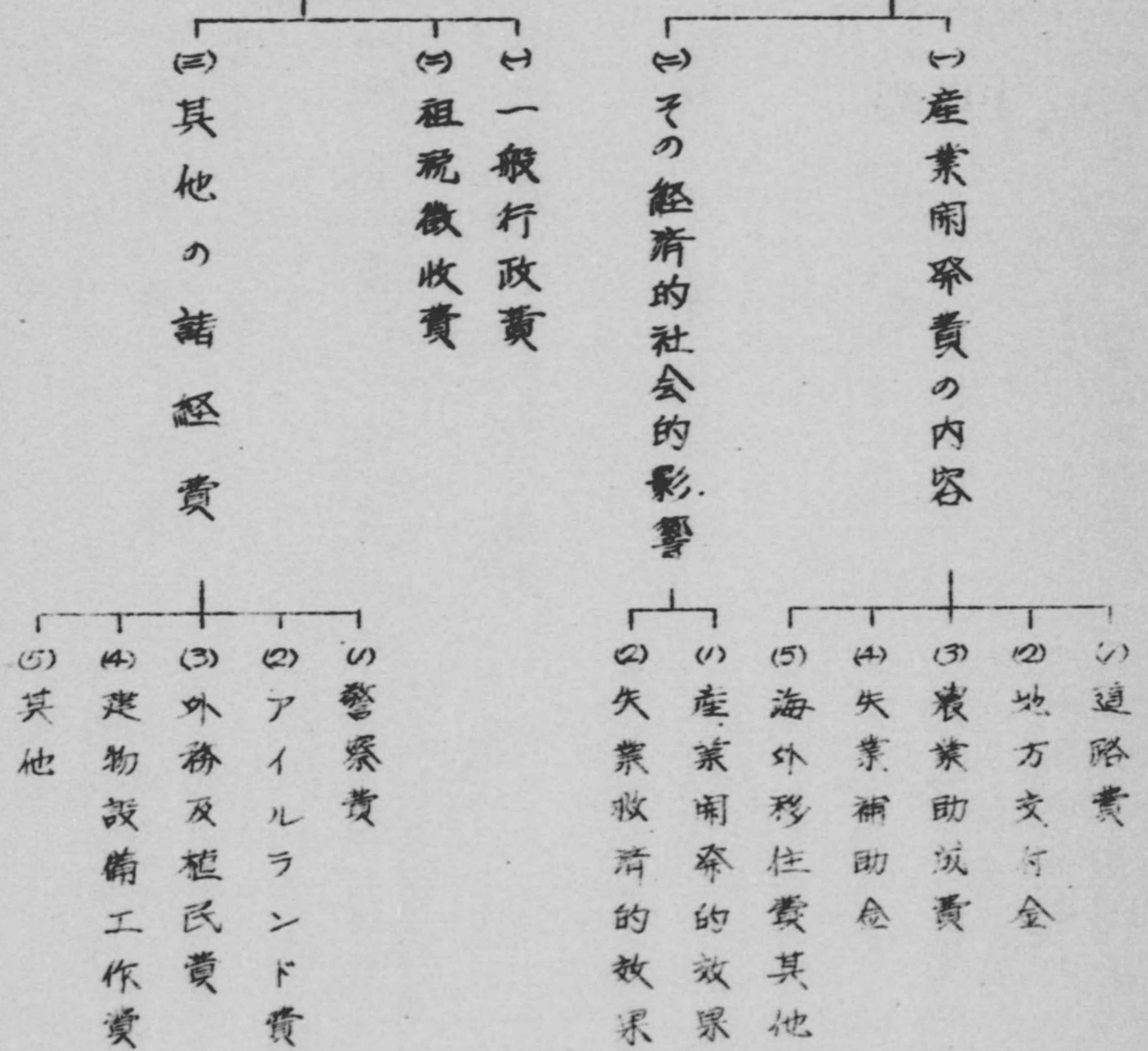
社会費の  
膨脹とそ  
の内容





第六節

産業関係費



第一節 歳出予算の構成

英國の歳出に於ては毎年議会の協賛を要する部分、即ち *Expenditure on supply services* (議定費) と、法律に改正を限り、毎年度議会の協賛を必要としない部分、即ち *Expenditure on Consolidated Fund Services* (既定費) とを分ち得る。両者の歳出總額中に占むる割合は次の如くである。(單位百万磅)

	既定費	議定費
一九二五—二六	三九八(四八・二%)	四二八(五一・八%)
一九二六—二七	四一九(四九・七%)	四二四(五〇・三%)
一九二七—二八	四二三(五〇・四%)	四一六(四九・六%)



一九二八—二九	四一三(五〇.五%)	四〇五(四九.五%)
一九二九—三〇	三九九(四八.一%)	四三〇(五一.九%)
一九三〇—三一	三九二(四四.五%)	四八九(五五.五%)
一九三一—三二	三五四(四一.六%)	四九七(五八.四%)
一九三二—三三	三四二(三九.八%)	五一八(六〇.二%)
一九三三—三四	二六〇(三三.四%)	五一八(六六.六%)
一九三四—三五	二六〇(三一.〇%)	五七三(六九.〇%)
一九三五—三六	二六二(三一.〇%)	五七三(六九.〇%)

既定費の内容は若干の變化をなして来たが、現在は次の如きものである。

(一) 國債費——利子、取扱費及新減債基金の三を合したもので、既定費の最大部分を占めてゐる。例之、一九三二—三三年の既定費三四二百万磅の中、三〇八百万磅、一九三三—三四年の既定費二六〇百万磅の中二二四百万磅が國債費であつた。

(二) 道路基金繰入——自動車税收入の一部を充当する。

(三) 通信省基金繰入——一九三三年財政法第四編により、一九三四年度より予算計上。(二)及(三)は所謂独立均衡勘定であり、特に財政上の圧迫とはならない。

(四) 北愛蘭土金庫繰入。

(五) 其他の既定費——皇室費を始め、特別法による特殊の年金恩給及手当、司法官の俸給、諸経費、等。尚地方税勘定繰入は一九三二年制度



改正により後述文治費第九款に計上されることゝなつた。

議定費は行政費一般を網羅するもので、列挙すれば次の如くである。

(一) 国防費——陸軍費及造兵廠費、海軍費、空軍費を含む。

(二) 文治費又は民政費——これは通常次の十款に分つて示されてゐる。

(1) 中央政務及財務費、(2) 帝國費及外務費、(3) 内務及司法費、(4) 教育費、

(5) 保健労働及保険費、(6) 産業貿易費、(7) 共通費(官舎、文具、印刷等)

(8) 非実効費(恩給)、(9) 地方交付金、(10) 債務整理(一九三二年迄)

(三) 歳入官廳費——関税及消費税徴收官廳、内國税徴收官廳、並に逓信省の至費である。

議定費に就て注意すべきは *Appropriations in Aid* (補充支出金) の制度である。これは軍部三省及民政諸省の有する特殊の行政収入

及雑収入であつて、國庫会計に繰入れず、其終当該官廳に於て使用するを得るものである。その額は毎年議定費の約一割に上るが、その支出限度は議定費支出法によつて規定され、もしその見積以上の超過収入があつた場合は國庫会計の雑収入に繰入れられる。万一、補充支出金として見積つてゐた収入に不足を生じた場合にはその不足分は總計支出に於ては節約するか又は追加予算を要求する外はない。是等補充支出金は大藏大臣の予算演説にも、予算綱要にも國庫会計決算書にも表示されてゐないが、これと純予算とを合したものが總予算に存るのである。大きな官廳であり乍ら國庫会計からの支出年額が極めて少く單に *Taken* に過ぎないもの、例之造兵廠の如きは其の補充支出金によつて賄はれてゐるのである。(三三五年造兵廠經費三、二四一、五〇〇磅の内、議定費よりの支弁



は一〇〇磅、造兵廠積立金よりの繰入七五、〇〇〇磅、補充支出金、三、一六六、四〇〇磅)

以下に於て諸経費を分析究明するに当り、その分類は必ずしも上記予算制度上のそれには依らず、経費の社会経済的性質によつて國債費、社会費、國防費、産業開発費及其他の経費に分つて論述する。各費目の内容は大体、メイ報告、フォルウィン報告及サイクスの経費論等の記する處によつたから、我國に於ける通常の區分とは稍その範圍と異にするであらう。

### 第二節 國債費とその社会的影響

#### 第一 戦後に於ける國債費

経費中最大の項目をなすものは國債費である。一九一三—一四年には國債利子費及償還基金合して二四、六百万磅であつたのに対し、一九二一—三五年の平均は三三九、五百万磅に上つてゐる。各年別にすれば次の如くである。(單位百万磅)

#### 各年國債費

	利子	償還基金	計
一九一三—一四	一六、九	七、七	二四、六
一九二一—二二	三〇、三、九	七〇、七	三七四、六
一九二二—二三	二九、六、六	一、二、六、二	四二二、八
一九二三—二四	三〇、四、三	八八、三	三九二、六



一九二四―二五	三〇・八・七	四八・七	三五七・四
一九二五―二六	三〇・四・三	三六・〇	三四〇・三
一九二六―二七	三一・四・三	二三・三	三三七・六
一九二七―二八	三〇・九・〇	六五・〇	三七四・〇
一九二八―二九	三一・一・五	五七・五	三六九・〇
一九二九―三〇	三一・二・一	三三・二	三四五・三
一九三〇―三一	三〇・四・六	四三・六	三四八・二
一九三一―三二	三〇・二・九	三二・五	三三五・四
一九三二―三三	二八・二・二	二六・三	三〇八・五
一九三三―三四	二一・六・三	七・七	二二四・〇
一九三四―三五	二一・一・七	一二・三	二〇四・〇

この膨大な増額は勿論、六戦の為に起した巨額の國債の爲であつて、一九一四年三月三十一日、六四九、七七〇、〇〇〇磅であつた英國國債は二〇年三月末には七、八二八百万磅へと約十二倍した。右の内、六、五五三百万磅が内國債、一、二七九百万磅が外債である。外債の大部分は対米債務であり、其他の聯合國自治領からの借入は一九三百万磅に過ぎない。之に對し、佛、露、伊始め諸聯合國に對し、英國は一、八五二百万磅の債権を有してゐるし、又賠償金の形で独逸に對し大債権をもつてゐるから、結局、對外債権は對外債務より遙かに大であつた訳だ。一九二〇年以後國債總額は可なり表化した。予算剰余金及減債基金による償還、臨時資金による現金償還等により減少せる一方、借換や新規公債による増加も多く結局、一九三五年三月末迄に外債減二四二百万磅、内債増二一四百万



磅で總額七八〇〇百万磅となつた事は既述の如くである。

利子負担の方をみると、前記國債總額減少が二八百万磅に過ぎないことから見て、僅かに減少してゐるに過ぎないと思はれるが、実際上は一九二〇——二一年のそれか三二六百万磅なるに對し、一九三四年——三五年は二二四百万磅になつてゐる。三二年以来の借換政策の一応の成功であると言つてよい。もし、当時金融市場の状況好く、利率がもつと低く、借換が有利に行はれたならば、公債費は更に減少してゐらう。しかし、コルウイン報告にも云ふ如く、政府が絶えず一貫して減債方針をとつてきたことは一般に信頼の念を起させ、その後の利率低下を可能ならしめた。

### 第三、戦後の始末

対外債権債務についてみるに、一九二〇年当時、債権が遂に大であつたことは既述したが、その後政府は対米戦債支拂ひに充分なる限度以上の債権は大部分寛恕する方針によつて各種の協定を遂げた。対米戦債は一九二三年ポールドウィン協定により、元金四、二七七百万磅に利子を加へ、既拂分を引き、總額四六〇、四百万磅と決定し、六二年間に元利を支拂ふこととした。最初十年間の利率に三%、以後三・五%である。これによつて始めの契約の約五分の四が弁済される訳である。一方、英國の對外債権は遂に減少され、五分の二（ヘルマニア）又は六分の一（イタリヤ）の支拂ひを以て満足することとなり、一、四二三百萬磅（ロミアを除く）の對外債権は一、一四七百万磅となり、之を六十二年に支拂ひを受け



ることになった。かくて、一九二三年—三三年間の十年間の支拂債務三三百万磅、その中一八百万磅は対聯合國債権より支拂ひ、残金は賠償金収入により弁済することになった。しかし協定の遷延その他により、聯合國よりの支拂ひは二一—三一年間に一一五百万磅にすぎず、賠償金収入も一〇二百万磅（二三—三一年は平均一三百万磅以下）にすぎない。

結局一九二一—三一年間に英國は対米債務其他三六五百万磅を支拂ひ、之に対し賠償金収入一四八百万磅、聯合國よりの償還一一五百万磅、自治領及植民地よりの收納八七百万磅合計三五〇百万磅の収入を得たので、大体のバランスはとれたものと云へる。三一年度以降の戦債については、フウバーモラトリアムの為支拂中絶し、次の如き結果となつてゐる。

る。

	対 米 國 政 府	対 伊 政 府
一九三二年	利子 元金	ローザンヌ協定により不拂
一九三三年	元利のトロンクンペイメント三、三〇四、三九一磅	全
一九三四年	支拂なし。	全

### 第三、公債費の社会的影響

戦後十四年間に亘つて、四七五三百万磅の公債利子及償還金が一旦租税として徴收された上、國民の間に再分配されたのである。年平均にすれば三三九百万磅で、戦前の二五百万磅の十三倍であり、その國費中に占める割合も戦前の一三%から、三〇%へ昇つてゐる。それが國民から



徴収したものを再び國民の一部に分与する性質のものであること、及びその支出が大体各年度前から確定してをり、政策的に左右されなかつたこと等からして、この費目の國民各層に及す影響に就ては特殊の考察を必要とする。

最も重要なのは勿論、國民の各階級の所得と貯蓄に及した影響である。全体としてみれば戦前戦後を通じて國民所得の実價は殆んど同水準を維持してゐるから、租税の徴収、公債費としての支出は國民の生産活動を甚しく阻害することはなかつたとも云へやう。しかし、その國民所得の分布内容は如何に変化したか。

先づ、コルウイン報告書に取扱はれてゐる大利子生活者の部分を考へてみやう。富裕階級の特に上層部が多くの國債を保有してゐること、勤

勞所得と不勞所得との課税に大なる差別なきこと等は何れも利子生活者を利益し、國民の活動的分子から富を取上げて、消極的分子へ移したことになる。これに対しては國債の圧倒的部分は株式会社その他の團體に所有されてゐるのであり、不勞階級の個人に屬するものはそれ程大なる部分を占めてゐるとは思はれないと云ふ反対が唱へられるであらう。しかし、株式会社に於て蒐集された富が、終局に於て社会の如何なる部分に屬するかは明瞭である。従つて國債の大部分はレンテイヤールと云ふ限られた範囲に屬さなくても、富裕階級と云ふ大きなカテゴリーの内に殆ど收容されてゐるものと云つてよい。されば、彼等に支拂はれた國債費が國民全体からの租税である限り、中及下層から上層部に向つて富の逆流が行はれたものとみねばならない。勿論その租税に於て後者は最も多



くを負担したであらう。しかしその大部分が政府の手を経て税等の手許に帰還したのだ。税等に課された重税は一見して思はれるが如き苛酷な負担ではなかつたのである。

「コルウイン委員会(Cullum)の少数報告は次の如く述べてゐる。(Cullum)

「國債費は一定の租税徴収を必要とし、従つて納税者の所得を減少せしめる。しかしこの租税収入は凡て再び利子として國債所有者に支拂はれるのだ。されば國債は購買力の破壊をなすものではなく、その移転をなすものである。……しかし、負担がまるで生じなかつたとは云へない。……國債費の為に歳出の極めて大きな部分をとり去られると、他の目的には僅かの部分しか残らないのだ。で、住宅政策補助とか、教育施設の改良とか、新田の事業に資される部分は不可避免的に制限される。」

かくて、貧困階級は單により多くの租税を負担する許りでなく、社会費の減少と云ふ形に於ても多大の損失を受けねばならない。されば「……当然推定されることは、かゝる國債所有主は主として社会のより富裕な階級を代表して居り、従つて國債利子の形で行はれる富の移転は既にみらるゝ如き國民中に於ける富の所有分布の極めて大なる不平等を益激成するだらうと云ふことである。」

この立論は一応は正しい。しかし、この場合行はれた富の移転はその実、大部分富裕者階級内部のものであり、真に社会の下層の部分から奪は去られた部分はそれ程大ではないであらうことは考へられる。又、富裕階級から徴収されて、社会費として貧困階級へ支出される経費によつて相殺された部分も可なりあるであらう。従つて下層部が真に負担した國



債、資の部分は右報告に云ふ程のものではないが、兎も前、富の逆流と云ふ事実は否定し得ない。次に富裕階級の手中に入った部分が如何に使用されたかと云ふことも國民經濟上大問題である。それが再び一國の資本形成中に入りこみ、生産活動を分担するに至つてゐれば國民經濟全体としては失ふ所はない。國民所得水準の大なる変化なきを以て之を肯定する説は既に一言した。

國債費の國民經濟に及ぶ影響の如何に拘らず、英國が有する最大の通辭はそれが戦争の結局不可避のものであつたと云ふことである。殊に戦後之を甚しく増加せしめざる消極政策に於ては充分成功したのであるから、この言ひ訳は立つてあらう。かゝる政策自体はしかし、又別個の批判を受けなければならぬ。

### 第三節 社会費の膨脹とその内容

國債費に次いで大なるは便宜上社会費として一括される諸経費である。社会費と云ふ語を広義に用ゐると頗る漠然となるが、大体近年の用語に従つて、直接にはある特定階級の利益を目的とし、間接には全社会の利益を目的とする諸施設の爲の費用と解する。官廳の統計も大体この区分を採つてゐるが、唯、その中、戦争年金は戦費の残りとみるべきであるからこゝでは除外し、次の如きものを含むこととする。失業保険、國民健康保険、寡婦孤兒及老人年金、無掛金制、老人年金、教育、救貧、住宅、母子福利施設、病院、感化院、実業学校、狂人及精神怠能力者施設。これ等の施設費は勿論、國家が大部分負担してゐるが、地方自治体及個



一九二九	一九二八	一九二七	一九二六	一九二五	一九二四	一九二三	一九二二	一九二一	一九二〇	一九一四
六一、五三	五八、六六	五八、八二	五八、三二	五七、四八	五六、八〇	五八、五〇	六〇、七八	五八、五一	四五、四二	二五、六五
一六、〇二	一四、九六	一四、二五	一四、〇〇	一三、四八	一二、九三	一三、九三	一四、四八	一二、八四	八、八七	四、九六
二、〇五	二、〇二	二、〇二	二、〇三	一、五二	一、四三	一、四三	一、四〇	一、〇三	一	不明
八〇、一八	七八、五二	七七、六三	七六、八七	七四、六〇	七二、七七	七五、〇一	七九、八一	七五、七四	七五、〇九	三一、三一
五五、七%	五七、六%	五八、二%	五七、六%	五八、二%	五九、三%	五七、二%	六〇、五%	五九、七%	五六、八%	四八、九%
四四、三%	四二、四%	四一、八%	四二、四%	四一、八%	四〇、七%	四二、八%	三九、五%	四〇、三%	四三、二%	五一、一%

人の負担部分も可成り大であるから、それについても随時解説する。  
 その際、先づ第一に注目すべきは中央と地方と、又個人の分たるところを  
 向はず、一様に戦後著しく経費が膨脹してゐることである。更にその中  
 でも個人の負担分よりは地方が、地方より中央のそれが増加率大なるこ  
 とである。扱て、斯くの如き経費膨脹は何故に又、如何にして生じたか  
 を見る為に、社会費中、その占むる重要さの順序に従つて各経費を検討  
 してみやう。

第一、教育費

第一位にある教育費は、次の如き変化を示してゐる。(単位百万磅)

○各年教育費

初等教育	高等教育	大学教育	その他合計	中央負担	地方負担
------	------	------	-------	------	------



一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
六三、一九	六四、七八	六三、二六	六一、三一
一六、八八	一八、一五	一八、一六	一七、五二
二、一一	二、三一	二、三〇	二、二七
八〇、〇五	八六、四七	八五、六五	八三、六一
五四、三%	五四、九%	五五、七%	五三、四%
四五、七%	四五、一%	四四、三%	四六、六%

教育費は戦争直後急激に増加し、特に中央の負担は大となつてゐる。しかし、一九二一年以降は漸増加の傾向はあるが、大なる変化をみせてゐない。児童一人当りのコストを示せば次の如くである。

一九一三	一九二一	一九二二
一四三	二二	二三
四、四〇	一一、二六	一一、二二

一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇
二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一
一一、〇九	一一、四四	一一、六五	一一、六七	一一、七七	一一、一五	一一、五三	

これは教育施設全体に関するものであるが、次にその各部門を逐次みることにする。先づ、初等教育費から分析しよう。

(1) 初等教育費



戦後に於ける初等教育費の増加は、(1)教師俸給の増加、(2)学校舎及設備維持費の増加、(3)近代的新校舎の爲の支出増大、(4)特殊施設の増加及び一般に、(5)國家補助の増加、等の諸原因によるものである。例之、教師の俸給は一九一三—一四年には一九、四二百万磅であつたが、一九一九—二〇年には三一、三六百万磅、二一—二二年四一、六五百万磅、三〇—三一年四二、一〇百万磅となつてゐる。これは戦争中及戦争直後の物價暴騰に対して俸給引上げが行はれ、次いで二一年バーンハム案により、新しく教員俸給が制定された結果である。これにより男子正教員職前年俸一四七磅を得てゐたものは、一九二一年には三三〇磅に増額された。他の諸階層についても全員の増俸が行はれてゐる。一九二二年以後教員は五%の退職基金納入をなし、又二三年以後は自発的に五%減俸を

受けてゐるにも拘らず、二五年のバーンハム法改正及二八年の退職基金地方負担により、全体としては、一九三〇年には二一年より増加してゐる。その後協國一致内閣の節約令により教育界全般の人員費節減が企てられたが、效果頗る微弱であつた。

児童一人当りのコストを見ると、一九一三—一四年六一志から、一九二〇—二一、一五一志一〇片、一九二一—二二年一六〇志九片、一九三〇—三一年一八〇志四片となつてゐる。これは主として一教員受持児童数の減少によるもので、一九一三—一四年にそれは三二九人であつたが、一九一九—二〇年三一、三人、一九三一—三二年二九人となつてゐる。又、教員の資格の向上したことも原因となつてゐる。例之、検定済の正教員は一九一三—一四年には六六、六%であつたが、一



九三一年には七四、六万である。この他、初等教育については校舎設備、教員実力等につき改善の跡著しい。この点につきハド―報告書は大なる功績を残してゐる。

此他、学汶維持費も、監督員俸給、公課、設備費一般の上騰によつて増加した。又、戦争中延期されてゐた、修繕、改装や、新式設備の費用も大と思はれる。これは一九二四年以降の建築ブーム時代に殊に盛に行はれた。二九年以後は失業救済の意味を以て学校建設が奨励されてゐる。学校の特殊施設としては医療設備、保健制度が完備して来たことが著しい。一九三〇年中に清潔検査全国延敷、一四五七万、視疾治療二〇万、徴患治療、八六万、歯牙治療、一二五万に及んでゐる。又、精神的肉体的不具者に対する特殊学校も一九二一年五二三校から一九三〇年六〇七

校に増加した。これ等の特殊学校に於ては児童一人当り年費用は二五―八〇磅なので、非常に多くの経費を要する。失業増加其他による欠食児童に対する給食費用も戦前は一五万磅にすぎなかつたが、一九二一年には九五万磅であつた。一方初等教育に対する厩庫の補助も戦後大いに増化した。戦前に於ては別々に一校宛に与へられたが、一九一七年以後は地方経費と当該地区の貧富を考慮して総合的割合を定めて補助金を出してゐる。始めは最低四〇%であつたが、一九二五年五〇%に引上られた。

以上を概要するに、戦後初等教育の増加は第一に職員俸給、第二に諸設備維持費、次いで特殊施設費、公債費の順にみられる。児童一人当りについて、石のコストを概算すれば次の如くである。



年度	職員俸給	特殊施設費	公債費	其他諸費用	總費用
一九一三—一四年	六一志	三志四片	一一志四片	一九志六片	九五志二片
一九二一—二三年	一六〇志七片	一四志〇片	一一志〇片	三五志九片	二三〇志三片
一九三〇—三二年	一八〇志四片	一六志四片	一三志九片	四〇志三片	二六二志六片

(2) 中高等教育費

中高等教育費は戦前總額四四〇万磅であつたが、一九二一—二二年一四四五万磅となり、一九三〇—三一年には一八二一万磅となつた。特に着増したのは中等教育費で、戦前一五〇万磅位へ公債費を除くであつたのが、二一—二二年には六三八万磅、三〇—三一年には七四九万磅となつた。しかもその五分の四は職員俸給である。男子正教員平

均俸給は戦前二二五磅、二一—二二年四二二磅、三〇—三一年四三六磅と逡増せるのみならず、正教員の数も各々一〇、八二四人、一八、七二八人、二一、六九四人と増加してゐる。生徒も亦、一九一四年一月、一八七、二〇七人、一九二一年三月、三三六、八三六人、一九三一年三月、四一、三〇九人と激増してゐる。

斯くの如き量的増加のみならず、内容的にも、教育水準の向上、選擇科目範圍の増大、特殊方法による教授、以上の為の諸設備等により経費の膨脹を来した。正確な統計は無いが、学生一人当りの費用は戦前の二倍以上になるであらう。

此の他、公債費と学生及管理への補助を加へねばならない。公債費は一九二一—二二年六四万磅であつたが、一九三〇—三一年には一四



八万磅となった。公債の大部分は旧校舎の改修及新校舎の建設費で、右十年間に枚数一〇五から一三五四に増加した。学生扶助金も全期間に一三八万磅から二二六万磅に増加し、管理監督費も多少の増加を示してゐる。

(3) 其他の諸教育機関の爲の経費

工業学校経費は一九一三——一四年一八〇万磅、一九二一——二二年三七七万磅、一九三〇——三一年四三一万磅である。学生数はそれ〴〵八六万、九一万、一〇四万人、著しい変化としては技術の発展と産業界の要望により、技術的訓練に主力が注がれ、職業教育、実地教育と云ふ方に全体の方針が向ひて来たことである。諸般の経費皆膨脹してゐるが職員俸給のそれが最も多い。

大学程度の諸機関への國庫補助は戦前僅かであったが、一九三〇——三一年には一七五万磅となった。これは就学者の増加、教授俸給の増加、教授内容の更新等によるものである。

一方、教員養成費は一九二一——二二年一六万磅から一九三〇——三一年一〇二万磅に却つて減少してゐる。これは主として地方教育課の教員養成費の減額による。

成人教育費も大なる増加はないが、一九二四年以降、文部省補助金の増額により、二四——二五年の一〇三六級から一九三〇——三一年は二一七級に上つてゐる。

以上は主としてインクランド及ウエールズについて述べたのであるが、最後にスコットランドの教育について一言しておく。一九一八年のスコ



ワトランド教育令によつて私立学校が公立に移され、又月謝が廢止され  
たことは著しく至費を膨脹せしめたが、更に教員俸給の引上は更に著し  
く、全教育費支出の三分の二以上に當つてゐる。又、教育内容の向上、  
文化と共に、生徒は一九三〇年八二万人で、十年前より稍々減少してゐ  
るにも拘らず、職員の数は二八、一一三人に激増してゐる。

要之、英國の教育費は戦後、職員俸給及退職基金の増額、校舍設備の  
改修新設、特殊の施設等により可なり膨脹してゐるが、特に教育方針一  
般に關して革新的な変化が行はれたとは云へない。時勢の進展に伴ふ穩  
当な進展に過ぎず、國庫の補助増額は唯之を容易ならしめたに止まる。

第二、無掛金制老年々金及盲目年金。

経費膨脹の原因として教育費の次に位するものは無掛金制の老年及盲  
目年金である。之は全部、中央の負担となるものであるが、その額は次  
の如くである。(單位百万磅)

一九一三—一四年	九、八〇
一九二一—二二年	二二、〇五
一九二二—二三年	二二、三六
一九二三—二四年	二三、二一
一九二四—二五年	二四、九〇
一九二五—二六年	二七、〇一
一九二六—二七年	二九、九八
一九二七—二八年	三二、八三



一九二八—二九年	三四・〇五
一九二九—三〇年	三四・九二
一九三〇—三一年	三六・八五

増加の原因は人口が年々大となるのみならず、平均寿命の長くなることにもよるが、主としては年金額が大となつた為で、一九一三—一四年には一週五志であつたのが、一九二〇年には最高一〇志とされ、更に其後も範囲拡大されつゝある。不況の持続が要救済者を増加せしめたことも勿論である。

第三 失業保険制度

失業保険制度に於ける支出の負担分布は次の如くである。(単位百万磅)

年	總支出	收入			國庫の前貸
		國庫分担金 (賦内、臨時補助)	個人分担金	其他收入	
一九二一—二二	五八、四五	一一、〇六	三〇、五五	四一	一四、三二
一九二二—二三	四七、八八	一一、一七	三四、〇三	四八	一五、三一
一九二三—三四	四一、一九	一三、一九	三六、七四	三〇	六、六八
一九二四—二五	五一、五五	一三、一五	三六、七二	三〇	八、一一
一九二五—二六	四九、二九	一二、九一	三三、六二	三四	一〇、五〇
一九二六—二七	四二、七五	七、九五	二〇、三四	二七	二四、七一
一九二七—二八	四二、七八	一二、〇三	三〇、八九	二九	二四、五三
一九二八—二九	五三、七〇	一一、七六	三〇、一七	三九	三五、九六
一九二九—三〇	五三、四〇	一五、四三 (四、〇〇)	三〇、五六	三九	三八、九五



一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
一〇一、三三	一一二、八三	一一七、八一	一〇一、六一
(一四、八三)	(一六、七九)	(一九、一八)	(一九、七五)
二九、三四	三三、二五	三八、一〇	三九、三〇
、四二	、四四	、三八	、三二
七、三九	一一、五〇	一一、五〇	一〇、六六

右によつて最も明かなことは國庫の負担部分が最近十年間に著しく大となつてゐることである。これは主として一九二〇年の失業保険制度拡大によるもので、一九一三年該制度に属する労働者二二五万なりしに對し、一九二一年には一一七五万に激増してゐる、之を詳細にみれば、経費膨脹の主因として次の三が考へられる。(一)一九二一年以降失業の増加、(二)法律による保険制度の範囲拡大及給付額の増加、(三)各種の不規律と懸

用。

(一) 保険加入者中、失業者の占める率は、一九二一—二四年一三、一% 一九二五—二八年一〇、九%、一九二九—三一年一四、九% となつてをり、中間減少はみせてゐるが、結局増加を示してゐる。殊に、保険加入者の数は年々増えてゐるから、右の%で示される失業者の實数は益々大となつてゐる訳である。

(二) 一九二〇年本法は大改正を受け、之に包含される産業は、一九一一年本法制定当時より況に広いものとなつた。(へ除外されたのは農業、家庭労働、地方官廳及鉄道関係のみ) 加之、貨幣價值の低落を顧慮して、納付及給付の割合も改正された。しかし、一九二一年三月迄に大部分の労働者は受益の最長期限を超過してしまつたので、延期令が相次いで出



され、遂に二七年の法律によりこの契約外の延期を過渡的なものとして認めらるに至った。その後不況の持續と共に、強制納入不可能なるためこの本来一時的なる契約外給与の期間は益々延期され、その条件も漸次寛大となつた。この年法による給付受領者は一九二九年一月十二万、一九三〇年二月十四万、全五月三十万、三一年五月四十一万に達してゐる。又、一九二一年一月扶養者に対する給付が規定され、以降度々の法令によりその額は漸次増額され、加之、之に対する國庫の負担部分の益増大せること次の如くである。又左の表にみる如く、給付額は一九二一年始の物價騰貴に依りて引上られたが、その後は物價下降せるに拘らず、一般給付額と扶養者給付を合すれば給与は却つて大となつてゐる。

日	掛			金		給与額	
	雇傭主	労働者	國家	合計	一般	扶養者	
一九三〇年二月八日	四片	四片	二片	一〇片	一五志	—	
一九二九年三月三日	〃	〃	〃	〃	二〇志	—	
一九二九年六月三日	〃	〃	〃	〃	一五志	—	
一九二九年七月四日	八片	七片	三 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 片	一八 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 片	〃	—	
一九二九年二月七日	一〇片	九片	六 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 片	二五 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 片	〃	—	
一九二九年二月一日	〃	〃	〃	〃	〃	大人五志 子供一志	
一九二四年八月四日	〃	〃	〃	〃	一八志	大人五志 子供二志	
一九二六年一月四日	八片	七片	六 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 片	二一 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 片	〃	〃	
一九二六年四月五日	八片	七片	六片	二一片	〃	〃	



一九二八年四月九日	〃	一七志	大人七志子供二志
一九二九年四月一日	八片	〃	〃
〃	七片	〃	〃
〃	七½片	〃	〃
一九三〇年三月三日	〃	〃	大人九志子供二志

要之、戦後失業保険制度は法令出る毎に拡大され、然もその度に国庫の負担は使用主及び労働者のそれ以上に増加し、かくて全経費の膨脹を招来してゐることを知る。

(イ) 保険制度を濫用せる各種行為の一例としては、操業時間短縮政策をとる会社が増し、而もかゝる会社の労働者が失業基金による救済を要求するに至つたこと、被保険婦人労働者中、既婚者としての補助を要求するものが四五—五〇%に増へたこと、(従来は二五—三〇%) 季節

労働者が休閑期中も給与を受くるに至れること等である。

以上諸原因により——就中、第一原因により——失業基金は一九二〇年一月二二百万磅の貸超勘定であつたのか一九三三年三月には一一五百万磅の負債勘定となつた。元来、保険を主眼としたこの制度が二一年三月の延期拡大法により救済的のものに變化したことは注目すべきである。

第四、住宅政策費

先づ、最近に於ける住宅費を年度別に示せば次の如くである。

(單位百万磅)

	一級支出	新規公債	合計
中央			
地方			
合計			
地方			
			合計



一九一三—一四年	—	・四五	・四五	・八二	一、二七
一九二一—二二年	九、〇六	一、三八	一〇、四四	九〇、六五	一〇一、〇九
一九二二—二三	八、〇五	一、二七	九、三二	三五、六四	四四、九六
一九二三—二四年	八、三三	一、一〇	九、四三	一四、〇八	二三、五一
一九二四—二五年	九、〇六	一、五五	一〇、六一	二七、八一	三八、四二
一九二五—二六年	九、一二	二、二二	一一、三四	五二、二〇	六三、五四
一九二六—二七年	一〇、〇四	二、八六	一二、九〇	七二、八三	八五、七三
一九二七—二八年	一一、一二	二、九二	一四、〇四	七四、二五	八八、三九
一九二八—二九年	一二、一三	二、二〇	一五、三二	四五、六九	六一、〇二
一九二九—三〇年	一二、八〇	三、三二	一六、一一	四八、一九	六四、三一

右の如く戦前に於ては中央政府の支出は全然無く、地方自治体に於ても僅少であつた。しかるに、戦争中の住宅建築中絶と、人口増加により、戦後、甚しき住宅難が起つた。一九二一年の調査によれば、住宅不足七六万家族であつたと云ふ。されば政府も緊急の必要を認め、一九一九年の立法により地方自治体をして自ら建築せしめ、又個人の建築を奨励せしめたが、建築労働者の不足、高賃銀、建築材料の暴騰の爲、國庫の負担極めて大であつた。故に、一九二一年夏、政府はとりあへず、貧民窟改良を主眼として國庫補助金を年二〇万磅に減じ、一七万六千戸の建築を企回した。これでも一戸当り一、〇一磅と云ふ高價である。一九二三年に至るや、人口の増加、結婚者の激増、住宅水準の上昇等により益々住宅難が八登しくなつて来たので、建築者には十二年間に亘り毎年



六磅を下附することに定められた。一方、労賃は漸く下降し、諸材料も又競争の為大下落をみせるに至ったので、新建築は可成り進捗した。一九二四年には更に貸住宅建築者には向ふ四〇年に亘り九磅宛、農業地については特別補助十二磅十志を下附する法律が定められ益々その勢を助成した。かくて建築は着々進んだので、政府は補助金を減ずるも差支なしとみ極め、一九二八年迄には前記補助金六磅を四磅に、九磅を七磅一の志に、一二磅一の志を一一磅に引上げたのである。貧困区域については一九三〇年特別の法令により一人当り年二磅五志、四〇年に亘る國庫補助が規定されてゐる。

要之、戦後の住宅政策は放任しておけば労働者階級の住宅不足補助かららずとして、専ら補助金政策に出でたものであり、初めは無制限に補

助を与へて建築の気運を作り、漸次之を減額して行つたことは上述の如くである。かゝる政策によつて建築された住宅数は次の如き数に上つた。

年	國庫補助の下に			總計
	地方自治体の建築せるもの	個人の建築せるもの	合計	
一九一九―二〇年	五七六	一五九	七一五	
一九二〇―二一年	一六、七八六	一三、五二八	三〇、一一四	
一九二一―二二年	八六、五七九	二一、五七七	一〇八、一五六	一二六、三四六
一九二二―二三	六七、〇六二	一一、〇八三	七八、一四五	
一九二三―二四年	一九、五八六	四、五三四	二四、一二〇	
一九二四―二五年	二三、八六二	四八、八三〇	七二、六九二	七一、〇七二
一九二五―二六年	四九、五〇八	六六、五六九	一一六、〇七七	六八、二五四

國庫の補助なしに建築せるもの



一九二六—二七年	八三、七一四	八三、六八一	一六七、三九五	六五、八六七
一九二七—二八年	一二〇、四九四	七七、七二五	一九八、二一九	六二、四七九
一九二八—二九年	六九、六七七	五二、一五六	一一一、八三三	六六、〇一五
一九二九—三〇年	七三、二六八	五三、八二五	一二七、〇九三	九三、〇九九
一九三〇—三一年	六〇、六三九	六、六二六	六七、二六二	一一八、七二八
一九三一—三二年	七六、五六五	七、八七四	八四、四三九	一三三、六二九
一九三二—三三年	六六、七四六	六、九五六	七三、七〇二	一四九、〇〇七
一九三三—三四年	七〇、二六七	一一、六七五	八一、九四二	二〇九、八三六

第五 國民健康保険と寡婦孤児及老人年金

健康保険の爲の國庫の支出は一九一九—二〇年及二八年の改正によ

つてその範圍拡大されたのみならず、受益者も戦前の一三六九万から一九二一年一五一九万に、一九三三年には一八四八万に殖えた點、著しく膨脹した。これは二二年以降政府はその負担を軽くせんとして各種特別補助金を廢止し、二六年には國庫負担を従来の五分から男子には五分、女子には五分にと削減し、二八年以降は六五—七〇歳の老人は老人年金法による救助に移されたるにも拘らず、生じたる不可避の経費膨脹であつた。その詳細は次表の如くである。

○國民健康保険費(單位百万磅)

	國庫の支出	個人の掛金	合計
一九二〇—二一年	五、七四	一六、八〇	二二、五四
一九二一—二二年	一〇、二〇	二二、六九	三二、八九



一九二二—二三年	一一、七六	二五、一九	三六、九五
一九二三—二四年	八、四二	二五、〇二	三三、四四
一九二四—二五年	六、九四	二六、二〇	三三、一四
一九二五—二六年	七、〇四	二七、三八	三四、四二
一九二五—二六年	八、〇七	二七、七二	三五、七九
一九二六—二七年	六、九九	二四、四六	三一、四五
一九二七—二八年	七、五七	二六、三八	三三、九五
一九二八—二九年	七、一四	二五、九八	三三、一二
一九二九—三〇年	七、六三	二六、〇〇	三三、六三
一九三〇—三一年	七、三四	二六、〇四	三三、三八
一九三一—三二年	七、〇七	二五、七七	三二、八四

一九三二—三三年	六、一八	二六、四五	三二、六三
一九三三—三四年	六、〇一	二六、〇〇	三二、〇一

寡婦、孤児及老人に対する年金制度は一九二五年の法律によつて定められたが、之に收容されるものは過去に於て健康保険に一定期間加入せるもの又はその家族に限るとされた為、健康保険制度と相並んで縣商種に行はれた。一週の給与額は寡婦一〇志へ及子供一人につき五志、二人以上は一人につき三志、孤児七志六片、老人（六五才）一〇志である。（従来支給され来りしもの七〇才以上になれば収入の如何に拘らず終身支給）その後、該制度は屢々小変化を受けながら、何れも個人分担を輕くし、國庫の負担を大ならしむる結果となつてゐる。例之、三〇—三二



一九三三—三四年	、〇三	三五、九〇	三、〇〇	三八、九二
一九三二—三三年	、〇三	三三、九五	三、八三	三六、八二
一九三一—三二年	、〇七	三五、五七	二、九二	三八、五六
一九三〇—三一年	三、四四	三三、九七	三、二二	四〇、六三
一九二九—三〇年	三、二一	三三、三七	三、〇九	三九、六七
一九二八—二九年	三、三七	三四、七三	二、八二	四〇、九二
一九二七—二八年	三、三二	四三、九〇	二、五五	四九、七八
一九二六—二七年	三、二七	三四、五四	二、二八	四〇、〇八
一九二五—二六年	三、二〇	三一、二一	二、四二	三六、八四
一九二四—二五年	三、二〇	三二、五七	二、一一	三七、八八
一九二三—二四年	二、六四	三七、二四	二、〇六	四一、九三

年に國庫分担分は四百万磅から九百万磅に引上げられた。

第六、救食費、

英蘭土及ウエルスに於ける中央及地方の救食費は次の如くである。  
(單位百万磅)

一九二二—二三	二、六四	三七、四〇	二、二三	四二、二七
一九二一—二二	二、五七	二七、一七	二、一九	三一、九二
一九二〇—二一年	二、五九	一九、四八	一、四四	二三、五〇
一九一三—一四年	二、四八	一一、六〇	、八六	一四、九四
合計				



一九二三—二四年	二八二
一九二四—二五年	二三五
一九二五—二六年	二五八
一九二六—二七年	四四一
一九二七—二八年	二四八
一九二八—二九年	二二八
一九二九—三〇年	二一六
一九三〇—三一年	一九三
一九三一—三二年	二一六
一九三二—三三年	二七一
一九三三—三四年	二八七

右によつて戦後の大膨張の大部分が地方自治体の負担となつてゐることを知り得る。救食費の増加は勿論、不況を主因とするもので、人口一万人につき院外救助制度（救食院に住まないもの）の適用を受くるもの数は次の如き激増ぶりである。

年次	人口一万人中の割合
一九一三—一四年	一〇六
一九一八—一九年	七六
一九一九—二〇年	七九
一九二〇—二一年	九六
一九二一—二二年	二七七
一九二二—二三年	三四一



一九二一—二二年の統計によれば總計一二五万人の被救助者の中、七九万人(六三%)は失業者及其の家族であつた。二六年にはその割合は四九%、三一年には五三%である。以て失業が救貧費増加の第一因たるを推知すべきである。次いで大なる原因となつたのは、戦後頻發せる労働争議であらう。例之、一九二一年の炭鉱業争議は三ヶ月に亘り、爲に、被救貧者は争議前の六五万人から、争議末には一三六万に達して、争議解決後も暫時減少しなかつた。二二年の造船機械業に於ける争議に於ても全職の結果がみられる。殊に一九二六年の石炭争議と總同盟罷業に於ては三月末の一四万人から八月半には二四九万人に激増したのである。

更に給与の方法、當を欠き、劃一的に過ぎたる爲、院外被助者に対し

多くの場合、当時の不熟練労働者の賃銀と全額、或は時には熟練労働者のそれに均しき額をすら与へ、希望者の実情を充分調査するに至らなかつたことも経費膨脹の一因となれることは保徳省も認むる如くである。更に心理的にみて、救貧法の適用を受けけることを戦前に於ける程、恥かしいと考へなくなり、これを他の社会保険その他と同視し、殊に救貧法による支給が失業保険法によるものより大なる如きことさへあつた爲、相率ひて之が救助を受くるに至つたことも考へられる。

#### 第七、病院及産婦保護施設

傳染病防止及妊婦、嬰兒保護、精神病患者等の爲の経費も戦前の四倍近くなり、殊にその内容は各級に亘り充實するに至つた。全経費は左表



の如くである。(単位百万磅)

年次	病院及母子保護費			精神病患者看護費		
	中央	地方	合計	中央	地方	合計
一九一三―一四	〇、一九	二、九六	三、一五	・九五	二、八三	三、七八
一九二一―二二	四、〇二	七、四五	一一、四七	一、六〇	六、四二	八、〇二
一九二二―二三	三、一五	六、五一	九、六六	一、五四	五、七三	七、二七
一九二三―二四	二、九八	六、二六	九、二四	一、五七	五、五五	七、一二
一九二四―二五	二、九六	六、五一	九、四七	一、六〇	五、八三	七、四三
一九二五―二六	三、一四	六、八二	九、九六	一、六二	五、九五	七、五七
一九二六―二七	三、三一	七、一八	一〇、四九	一、七六	六、二三	七、九九

一九二七―二八	三、二八	七、二一	一〇、四九	一、八一	六、一九	八、〇一
一九二八―二九	三、二六	八、二一	一一、四七	一、九〇	六、四一	八、三一
一九二九―三〇	三、四六	八、五五	一二、〇〇	二、〇二	六、七九	八、八一

(イ) 結核撲滅運動は全國民の向題として熱心に唱道され、一九二一年そのイニシアテイヴを健康保険制度と切り離して地方自治体に与へ、之の結核患者取扱につき各種の規定をなし、又國家の補助金についても改訂する処があつた。ゲデス委員会の節約勸奨の爲、一時その規模は縮小されたが、その後又大いに拡大され、一九三〇年末には療養所五〇四ヶ所、備付ベッド二四、五七八個に及んだ。(二一年には三八八ヶ所、ベッド一五七八一個)



（四）花柳病防止については一九一六年の委員会の決せる所により七五%の國庫補助が与へられるが、治療、人員、機関とも著しく増加した。その他、社会健康協会への下附金増額、一般傳染病予防及治療についての新施設等も稍みるべきものがある。

（五）妊婦嬰兒保護施設に対する補助は戦前僅か一万磅余にすぎず、殆ど全く戦後飛躍したものと云つてよい。（戦後は平均七六万磅である。）一九一八年の母子利福法及産婆法、一九二〇年及二四年の妊婦嬰兒に関する報告書、二八年の委員会設置等何れも多大の貢献をなし、一九二〇年に僅か八八に過ぎなかつた公設産婦院は一九三〇年七二九に増加した。

（六）狂人、精神異常者等の保護施設費も戦前の二倍以上に達してゐるが、主たる負担者は地方の自治体である。その各年別経費は上掲表の如くで

ある。

#### 第四節 社会費の社会経済的影響

要之、社会費は各方面と共に戦後著しい膨脹を遂げた。その原因の一は大戦の終了による新な至済活動の再開に伴ひ、戦前より漸く強められて来た社会政策が一段と強化されるに至つたことにある。当時従軍者の産業帰還、軍需労働者の平時産業への転換と云ふ難問があつたのみならず、恰も二一年の不況に逢着し、失業は未嘗有の広範囲に及んだのである。加之、戦時中及戦直後に於ける輿論の力により、労賃、俸給、補助金、各種年金等何れも増額され、殊に労働大衆の勸心を得る為歴代政府は何れも社会施設の拡大を強調したので、社会費は戦後二四——二六年



頃迄に恐るべき膨大なものとなつた。後に至つて種々の調整法が講じられたが、一度び膨脹した至費の削減は殆ど不可能なることは夙に至験の示す如くであつた。

### 第一 社会費の効果

以下に各費目につきその経済的影響を考察し、然る後、その一般的結果を概観することとする。教育費は各費目中、最も増加の大きなものであるが、之によつて教育の内容に多大の变化が齎された。初等教育、殊に十一才前後の最も重要な時期に關する教育方法の改善、各地方の特殊状況に志じた教育科目の新設、一学級生徒の制限、児童衛生思想の普及等がその一例である。貧困児童及病弱児童の爲の救済方法も種々講じられてゐる。又、中等教育に就ても、授業料免除、奨学金附与等の為

就学者増加し、教員の学力も大いに向上したのが見られる。各地方に於ける中等程度の商工業学校、技藝学校の發展も著しい。其の他、成人教育機関及大学に就いても、夫々内容的の拡大改善見るべきものがある。

全体として戦後の教育制度は可なり能率的となり、商工の実社会と緊密に接觸するに至れるのみならず、又、國家補助を通じて各階級により多く均等の機会を与ふるに至つた。勿論、その爲に國庫の支出は甚しく膨脹したが、その経費は大部分戦前惠まれざる地位にあつた職員、俸給引上、各種特別施設の爲に用ひられたもので、國民経済全体から大局的にみれば決して無用の負担を重ねたものではない。

老人年金は本人の生活を樂にしたのみならず、之を扶養する義務ある人々の生活をも楽にさせたものとして妥当とされてゐるが、失業保険制



度の運用に關しては非難が多い。これは元來、國家、使用主、労働者が分担するものであるが、性質上、前二者に負担重く、不況期に入つて後者の能力減ずるや殊に然りであつた。しかも給与制度劃一的にすぎ、実情に則しない為、妻子を有する失業者の家族の中には通常労銀以上の支給を受けて日々を徒食してゐるものとへ生ずるに至つたのである。彼等が移住を喜ばず、又真剣に職業を求むるの氣を失つたのは當然であらう。かくて、此の制度は現社會組織の下では絶対に必要であり、それだけ又多くの利便を有したりとは云へ、社會全般から徴收した費用を以て一部に無償で濫用し、或場合には國民怠惰消極化の氣風を助成したるものと云ふ制度運用上の非難は受けねばならないであらう。

住宅費は人口増加に伴小住宅難時代に於て一般的に之を緩和するに可

なり效果多かりしものである。貧民窟の取締等は衛生上も大なる貢獻をなしてゐるし、一般に政府の住宅建築奨励により、建築業が振つたことも注目すべきである。唯、至費不足の爲、低廉な真に下層者の要求する住宅の大々的建築に迄手の及ばなかつた事は遺憾であつた。

國民健康保険制度も病弱者の治療、結核の予防、母子の保護、伝染病の防止等に有形無形の利益を与へたこと少くない。しかしこの制度になつてから、その性質上、虚病やごまかしによつて労働を拒否し、保険金を詐取せんとするものが非常に増加したと云ふ。寡婦、孤兒及老人手金は元來当事者分担制であるが、差当り國家が補助してゐるもので、大なる問題はない。

救貧制度に就いては、それ自体有益なものではあるが、それが壯年の



男子に適用されたる場合は先に、失業保険について述べたると同様の非難があて嵌るであらう。病院その他の施療施設については特に述べべき程のことはないと思ふ。

## 第二 社会費の分布

扱て、此等丕費支出によつて、國分の二大分野、富裕者と貧困者の間に如何なる富の移行が行はれたか、適確なることは固より不明であるが、その大体の流れを抽出してみやう。先づ中央地方を合して年平均九千万磅を超えた教育費についてはどうであるか。理論上、教育の利益は社会の全階級に亘るものと一応推定してよい。統計的にも一九三〇年三月末、英國児童数（五——一五才）六、五六六、九〇〇の中、五、三九五、四〇

〇人即ち八二%が小学校に通つてゐる。ポリーレト及スタンプの計算によれば、有職者中、免税額以下の所得をもつものは全体の七八%であると云ふから、上記通学児童は大部分、是等の貧困家庭に属するものと推定し得る。又、中等学校生徒の三分の二は是等小学校の卒業生であり、授業料免除も大部分彼等に与へられると云ふから、此處でも國家の補助に最も多く均霑するのは、貧困階級の子弟であると云へる。大学に於ても貧しい学生には多くの場合地方の教育局から年平均五〇磅の補助金が与へられてゐると云ふ。かゝる正規の経費の他、所謂特別施設についてみても、毎年巨大な数に上る給食、施療児童の殆ど全部が下層階級に属するや勿論であらう。かくて、我々は英國に於ける教育費は性質上、貧困者階級を最も多く利益しつゝあるものと結論し得る。



老年々金（分担金を要求せざるもの）は戦後年平均二千九百万磅に上つてゐるが、之によつて七十才以上の老人の約七八%が救はれてゐる。（一九三〇年）ことをみれば、その受益者が殆ど全部の貧困老人を包括してゐることを知り得る。

失業保険制度に關する経費は戦後十年の年平均國費約二三〇万磅、個人分担三一三〇万磅に達し、受益者千二百万人に上つた。モリス委員会の示す處によれば、一九二九年五月、救済者四百万人、その中二年以上失業状態にあるもの男子については五〇%、女子は三〇%、一年以上失業者は男子六八%、女子六五%である。失業最も甚しかった分野は造船、鉄鋼、石炭、海運、機械、紡織、港灣、建築等である。本制度は明らかに大部分は、有資力者から無資力者、更に極貧者への富の移転を示

すものであるが、一部分は必しもさうでない。蓋し、不況續くや、分担金を納付せず、従つて保険金受領の資格なきもの迄、一時的に保険制度の受益者たるを認められ、之等の人々より必しも資力大とは云へない極貧就業者が却つて分担金を納めてゐた場合があるからである。その他、この制度に附隨せる極貧就業者が却つて分担金を納めてゐた場合があるからである。その他、この制度に附隨せる弊害については既述せる如くである。

住宅費は年平均六三四〇万磅以上に上るにも拘らず、建築された家屋は高價に過ぎて労働者の住宅難は依然たるものがあつた。シムソン氏は要求されてゐる住宅は一週十志以下の家賃のものであるに拘らず、建築されたものは遙かに高いものが多かつたことを指摘してゐる。これと、



個人の建築に對しても補助金が与へられたことを考へ合せれば、この費目が極貧者を特に利益したとは云へない。貧民窟の改造、地方自治体による低廉住宅建築等の或場合を除き、一般にこの支出によつて最も多く利益を得たのは、中産階級の下層、又は労働階級の上層部分であらう。

國民健康保険、寡婦孤児及老人年金(分担制のもの)等は一般に租税を通じて富裕者からの移転を明かに認め得るが、又それが分担制なる限り、各階層に於て健康者より病人へ、壯年者より老人への移転を示すものと云つてよい。反之、年々四千万磅に上る救貧費は最も直接なる極貧者への富の移転である。それが一部分失業保険制の補充となつたことは既に一言せる處により明かであらう。その他の病院、施療、妊婦保護、精神病者取扱ひ等の機関は何人にも公開されてゐるとは云へ、その必要

は貧困者に於て最も珍く、従つて之の階級により最も多く利用されたことは当然である。

以上を通観するに、特別の例外を除き、利益は凡て又は大部分貧困者のみに与へられてゐる。貧困者は家族又は扶養を要する係累多く、而も費力費しきものであり、従つて社会費に均霑すること最も多かつたのは当然である。住宅費及年金の一部にみられたやうな、比較的上層部のものが利することは例外にすぎないと云つてよい。然し、具体的に貧困階級のものかどれだけの利益を得たかと云ふことを明確に知ることが極めて困難である。D.C. ジョーンズの計算によれば、一九二一—三〇年を平均して労働者の家庭は七七五万戸、中央及地方の平均社会費は二五七百万磅であるから、一家族が一年に受けた利益額は約三三三磅だと云ふ。



(Journal, Royal Statistical Society, 1931, Pt II, p. 218-)

これは使用主の分担分を入れてゐないし、教育費住宅費及保健費を算入してゐないから、正確とは云へないが、ジョーンズが社会施設の利益は最も多く貧困線以下の者に及ぶと云つてゐるのは正しい。又、全体として、社会施設の利益は、一家の中心たる働き手が失業せる場合に最も多く与へられ、次には一家に働き手なき家族、婦人又は少年のみが労働する家族、主人が時々就業する家族の順になつてゐる。

### 第三、社会費の負担

社会費は貧困者と富裕者の两部分に如何なる割合で負担されてゐるか、と云ふに租税にのみ就いてみれば、後者が前者より遂に多くを荷つてゐ

ることは勿論であり、両者の内部に於ては上層部が下層部より累進的に過重されてゐることも誤りない。故に貧困階級が社会費によつて受けた利益は彼等に課せられた租税と反比例して居り、富裕者、殊にその上層部から貧困階級に向つて可なり富の移動が行はれたものと結論し得る。その限り、國債費に於てみられた貧困者より富裕者への富の移動が相殺されたものとみられる。

次に社会施設の拡充が地方税の増加を巨大ならしめた事情について一言する。戦前に於ては經常地方社会費は三七百万磅余であつたが、一九二一—三〇年間には年平均九〇百万磅を超え、その差、増五三百万磅以上である。この巨大な地方税は社会の二大群によつて如何に分担されてゐるか。戦前については、バーナード・マレーは富者十分の七、貧



者、十分の三と計算した。戦後についてサノークスは一九二八年の労働省の調査を基礎として、その割合殆ど衰らずと断定した。

最後に各種の分担金が、究極に於て何人の負担となつてゐるかを見ておかねばならない。被痛者の分担金が貧困階級自体の負担となるのは明らかであるが、使用主の分担金については必しも簡単に片付けられない。それは賃銀の引下、價格の引上等により一部又は全部転嫁されることがあるからである。バルフォア委員会はこの為めに賃銀の引下られしことなしと云ひ、D・C・ジョーンズ、H・クレイ等の学者も同様の見解を採つた。一方、R・G・ホートレーは使用者の分担金は使用者にも消費者にも歸せず、全く労働者の肩に転嫁され終ると断じてゐる。何れが正しいか。

(1) 戦後、社会費が激増し、之につれ分担金の總額も大となつてゐるに拘りず、賃銀が略安定してゐたこと、(2) 失業救済施設充に亘り従つて労働組合は万一の場合、使用主との決裂を辞せなかつたこと、(3) 使用主は強固な抵抗を押し賃銀引下を行ふより、事業の縮小その他により全一目的を達する方が得であつたこと、(4) 使用主が或程度の負担を忍ぶのは当時世界各国の共通傾向となつてゐたこと等からみて、ホートレーの説は全面的に支持し難い。

消費者への転嫁如何は更に困難な問題である。通例の場合ならば之をコストとして價格の中に含めて了ふであらうが、当時の世界的不況と物價下落時代に於ては到底不可能であつたと思はれる。結局、一部の保護産業に於ては部分的転嫁をなし得たであらうが、大多数の國際的商品に



ついでには、生産者自ら負担するの他なかつたとみるのが至当であらう。

### 第五節 戦争残務費及国防費

本章に国防費と云ふのは例年の経常的国防経費であり、戦争残務費と云ふのは大戦当時の経費の残存せるものを指す。この両者を一括して示すのは、大戦によつて特殊の喪失を受けた軍事費の内容を知る上に両者を連絡して考察するのが最も便利であると思はれるからである。

#### 第一 戦争残務費

先づ、大部分一時的性質を持つ戦争残務費からみる。(単位百万磅)

年次	戦争年金	勤員解除費	中東地方特別費	解除兵教育費	戦時委員全	戦時費合計
一九一三—一四	—	—	—	—	—	—
一九二一—二二	九五、八一	八六、一三	二八、九五	一一、二〇	五三	二二三、六二
一九二二—二三	八〇、六三	四七、一五	一一、一八	七、一〇	三五	一四六、四一
一九二三—二四	七二、六〇	七、一八	八、六七	四、一七	七六	九三、三八
一九二四—二五	六九、九四	一、一八	五、七二	二、四八	九五	八〇、二七
一九二五—二六	六七、三二	五七	四、九二	九五	七七	七四、五三
一九二六—二七	六三、五八	七一	四、四四	二五	一〇一	六九、九九
一九二七—二八	六〇、一七	七一	三、三九	〇五	五四	六四、八六
一九二八—二九	五七、一二	五八	一、〇八	〇三	六七	五九、四八
一九二九—三〇	五四、四七	六九	一、〇五	〇三	五四	五六、七八



一九三〇—三一	五二、二二	、一七	一、六二	、〇三	、六五	五四、六九
一九三一—三二	五〇、四〇	、二〇	一	、〇三	一	五一、二三
計	七二四、二六	一四五、二七	七一、〇二	二七、三二	七、三七	九七五、二四

戦争残務費はその性質上、戦争直後には最も巨額に上つたが、三〇年には既に五五百万磅足らずに整理されてゐる。而もその中、現在の問題となるべきは戦争年金のみである。これは元来、大戦中の死亡、傷病者に対する補償として定められたのであるが、戦争直後の高物價水準を基礎として計量され、その後継續された為、始めの間は非常に巨大なものとなつたのである。にも拘らず、以後、總額としては、漸減してゐるのは、年金受領者の死亡、寡婦の再婚、幼児の十六才に達せる為の受領費

格喪失、傷病者の快癒等の事情により年金受領者の数が著しく少くなり、或は受領金額が減少されたからである。しかし、一方此向に、戦時の傷病の為、戦後に至つて死亡せる者の寡婦、孤児及び老年の遺族等が新に年金資格者の中に加へられてゐる。

戦争産業動員の解除費は重大な意義を持つたのは始めの二ヶ年間のみで、あとは激減した。これは戦時中政府の統制下にあつた鉄道、船舶への賠償、各六千万磅及二千万磅を始め、運河、炭坑の補償、戦時軍需契約の後始末、その他各種の補償を内容とする。

中東地方費は本来外務省及植民省の管轄に属する性質のものであるが、戦争の直接の結果として生じたものであるから茲に併記したのであるが、パレスティン及イラクの防敵、治安維持、経済崩壊の為の費用である。



これ等地方は海上交通と、埃及の利権確保上、英國にとって必須のものであった。始めは團境の紛争、土民の叛乱等の為、可なりの費用を必要としたが、二五——二六年以後は僅少となつてゐる。

解除兵訓練は戰時勤務の為、従前の職務に不適當となつたもの、特に戦争の為、肉体的又は精神的に能力を損傷されたる者の為に行はれた。此の為の費用は始めは極めて寛大に与へられたが、ゲアス委員会がその余りに放漫なるを指摘し、改定の余地多きを述べた為と、訓練を受くる者の漸減とにより二五年以後激減した。戦死者墓碑建設費については特に述べべき契はない。唯、それが一般民衆の感情に忝ずる為、一墓碑につき平均八磅乃至十磅が費され、可なり支派なものも作られたことを記しておく。

### 第二 國防費

二〇に國防費として、空、陸、海三省の費用を掲げるのは、便宜上の手段にすぎない。實際上、國防費に属するものとしては、此外、植民省始め各省に弁見されるが、その一々を分別することは極めて困難、且錯雑であるからして、一般的慣習に従ひ、國防三省のみについて大勢を窺ふにとゞめるのである。

	陸 軍	海 軍	空 軍	國防費合計
一九一三—一四	二八、三五	四八、八三	—	七七、一八
一九二〇—二一	一八一、五〇	八八、四三	二二、三〇	二九二、二三
一九二一—二二	九五、一一	八〇、七七	一三、五六	一八九、四四
一九二二—二三	四五、四〇	五六、二〇	九、四〇	一一一、〇〇



一九三三—二四	四三、六〇	五二、六〇	九、六〇	一〇五、八〇
一九二四—二五	四四、七七	五五、六三	一四、三一	一一四、七〇
一九二五—二六	四四、二五	五九、六六	一五、四七	一一九、三八
一九二六—二七	四三、六〇	五七、六〇	一五、五三	一一六、七三
一九二七—二八	四四、一五	五八、一四	一五、一五	一一七、四四
一九二八—二九	四〇、五〇	五六、九二	一六、〇五	一一三、四七
一九二九—三〇	四〇、五〇	五五、七五	一六、七五	一一三、〇〇
一九三〇—三一	四〇、一五	五二、五七	一七、八〇	一一〇、五二
一九三一—三二	三八、五二	五一、〇六	一七、七〇	一〇七、二八
一九三二—三三	三五、八八	五〇、〇一	一七、一〇	一〇二、九九
一九三三—三四	三七、五九	五三、五〇	一六、七八	一〇七、八七

一九三四—三五	三九、六六	五六、五八	一七、六三	一一三、八七
一九三五—三六	四三、五五	六〇、〇五	二五、九九	一二九、五九

戦後十年間の国防費は年平均一二三百万磅で、貨幣価値の低落を考へれば、一九一三—一四年の七八百万磅に比べてさして大なりとは思はれない。しかしこの点については戦前既に対独戦備の爲、国防費の逐年増加極めて著しく、一三—一四年はその頂点に達してゐたことを考へねばなるまい。八一九〇九—一四年迄各々六三、六八、七一、七二、七八百万磅。ともあれ、戦後の国防費を著しい膨脹から喰ひ止めたものは大陸に於ける競争者、独露の国防力壊滅、一般平和思想の普及と國際聯盟の成立、殊に教次に亘る軍縮會議の成功等に他ならない。又、世



年次	海軍		陸軍		空軍	
	現役	予備	正規兵	国防義勇兵	現役	予備及補助兵
一九二〇	1	1	四三四、七二五	六三、二〇一	二七、六六四	四、八六五
一九二一	一二三、三三五	五八、九八八	二九六、九四八	一三七、〇三三	二八、五二八	五六八二
一九二二	一二一、二四〇	六一、八四一	二一七、四七七	一三六、六〇〇	二九、五〇二	六、四九二
一九二三	一〇三、三一二	六六、七七五	二〇五、〇九五	一四二、四四〇	二九、九八三	五、〇四一
一九二四	九九、三二六	六七、一九七	二〇七、一五二	一四四、六一二	三一、四三九	六、七八二
一九二五	一〇〇、一〇四	六六、一八三	二〇九、三九一	一四七、五二五	三二、六四二	六、九二七
一九二六	一〇〇、六二五	六五、三六〇	二〇五、七五八	一四八、七四二	三四、〇一五	七、三六一
一九二七	一〇一、九三一	六五、三三二	二〇五、九一六	一四一、六九八	三〇、〇三五	一〇、六一〇
一九二八	一〇三、〇一二	六三、七八五	一九七、八一八	一四一、四七〇	三〇、四六七	一三、八五二
一九二九	一〇〇、〇六八	六三、五一七	一九四、〇二六	一三八、五七七	三一、〇七〇	一三、六三四
一九三〇	九七、二二六	六〇、三三六	一八八、四六〇	一三七、一四一	三三、九八九	一三、〇三二

界不況による財政の緊迫、通貨混乱等も当時最も抵抗少く、国防費の方面に多大の縮小を要求したのである。勿論、軍部からは歐洲小國の能くざる紛擾、口シアの共產化、独伊に於ける國家主義の抬頭等を指摘して軍縮反対の叫びがしきりに挙げられたが、戦禍におびえ、平和を懸望せる國民は之を顧みるの違がなかつた。国防費の中樞をなす兵員についてみれば次の如き減少をみせてゐる。

年次	海軍		陸軍		空軍	
	現役	予備	正規兵	国防義勇兵	現役	予備及補助兵
一九一三	1	1	二四七、三五〇	二四八、三四〇	1	1
一九一四	二〇一、〇一七	六二、九七六	1	1	1	1



一九三一	九四、〇四七	六〇、〇八四	一九二、九三九	一四〇、〇一一	三三、四六九	一三、六四五
一九三二	九一、六九一	五九、二一八	一九三、六七七	一二八、七五七	三三、二八七	一一、四七八
一九三三	八九、七七三	五九、三六四	一九五、二五六	一三六、一三四	三一、二〇二	一〇、一五七
一九三四	九二、一〇四	五九、七二六			三〇、五〇〇	一〇、六三七

( Statistical Abstract for the United Kingdom. 1935 )

P. 134-136 )

兵卒及下士官の給料は戦後の物價暴騰に適應さす為、非常に高額に引上られたが、一九二三年に至リアンダーソン委員会勧告により一部分引下され、一九三〇年迄に海軍費については一五%、陸軍費二〇%、空軍費一〇%の減少をみた。尤も引下は現在者には及ばず新入者に対してのみ行はれた。協力内閣の成立により財政緊縮政策の強化さるるや、國

防費中殊に人件費は更に減少され、三二——三四年迄の極に達した。しかるに三四年以後、國際狀勢の急迫と共に徒らに縮小政策をとるを計さざるに至り、再び膨脹の傾向著しくなつたことは同知の如くである。此他、軍用の大砲、彈丸、火藥、建物、倉庫等の費用も減少したが、特に大減少をみたのは、海軍に於ける造船、修理費である。これは一九一三——一四年には二四、〇九百万磅、二一——二二年には二九、七八百万磅であつたが、二八——二九年には一七、三〇百万磅に激増した。右各年の海軍工廠費も各々四、七五百万磅、六、七三百万磅、二、八六百万磅となつてゐる。各年進水艦船の排水噸数は次の如くである(單位噸)

年次	海軍工廠		私人		会社		合計
	チャタム及 シイアーネス	ポーツマス、 ドール、 バムプロック	スライド	北東海岸	パロール及 リバーブル	その他	



一九一三	一二、〇九四	六九、八一〇	六六、五九三	一〇、三五六	二八、八七八	五、六三七	一九三、二二九
一九二〇	一	九、七五〇	四二九	一一、二四九	一	六〇〇六	二七、四三四
一九二一	一	九、七五〇	一	一	一	一	九、七五〇
一九二二	一	一	一	一	一	一	一
一九二三	三七八〇	一	一	一	一	一	二、七八〇
一九二四	一	七、一五〇	一	一	一	一	七、一五〇
一九二五	一	一	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	一	一	七、〇〇〇
一九二六	一一、三六〇	二〇、〇〇〇	一一、三二五	一	一〇、〇〇〇	一、二五八	五三、八四三
一九二七	一	二〇、〇〇〇	一〇、五四	一	一	一	二、〇五四
一九二八	一、五四〇	一	二一、五四〇	二〇、二九〇	三三、六三〇	一	七六、九九〇
一九二九	一、五七〇	一八、三〇〇	六、八六〇	四、一八〇	九、一八〇	一	四〇、一九〇

一九三〇	二、六五三	三、一八〇	二、六六〇	一〇、〇六〇	五、九八九	一、三三〇	二五、八七二
一九三一	一、七四〇	一〇、八五〇	一	一	二、七五〇	一、三九〇	一六、七三〇
一九三二	五、四三三	一一、七一一	二、七五〇	二、七五〇	一三、〇五五	二、七五〇	三八、四五五
一九三三	六四〇	九、一五〇	八七五	一	一	一	一〇、六六五

(Source - A.F.P. 132)

尚、戦後の国防費について考慮すべき点が若干ある。その一は各種の英帝国会議により国防費の負担が各植民地、自治領により公平に分配されその限り母國の負担を減ずるの政策がとられたことである。尤も、その反面、委任統治領、保護領等の保安や、印度の擾乱の為却つて増加した部分もあり大なる効果はなかつた。次に戦争技術の革新による経費内容の变化で、その著しいものは空軍省費用の漸増に於てみられる。民間



航空への奨励金の如きも潜在國防費と考へられやう。又陸軍の機械化によるタンク、トラクター、自動車の費用、一般に研究、実験費用の増加も之に属する。第三に一般國防費よりも大なる割合で増加せるものとして恩給費を考へねばならない。これは一九二〇年及一九二四年に何れも引上られ、一九三〇年以降は引下政策がとられたが、これは適及効なき為、國庫の負担は依然大であつた。然し、全体として、軍縮會議、國際聯盟等の介在によつて、英國軍事費の膨脹は不自然に遏押へつけられ、その結果、英國々防力の異常な無力化が最近全面的に朝野の耳目を惹くに至つたのである。

### 第三、戦争費及國防費の経済的及社会的効果

この項目に就いてはその性質上、内容を充分に明かに知り得ないので、

その効果についても詳細な立論をなすを得ないが、極大體のことは推定し得る。先づ戦争費の中最大なる戦争年金に就いてみれば、全納税者から徴收したものを特定の受益者に分与する訳で、受益者の大部分は貧困家庭より出征した兵卒であることからみれば、或程度迄、富者及中産者より貧困者へ富の移転を行へるものと云へやう。そして、受益者の消費力を増大せる矣では社会費と全様の結果を挙げたものと思はれる。然らずとするも、もし年金が与へられなければ、その為を生ずる要救済者の為に、社会費の増大は免れなかつたであらう。

一方、國民所得の矣からみれば、年金に対応するだけの租税が課せられ、それだけ國民貯蓄をチエツクしたるのみならず、受領者の積極的活動意欲を減殺する等の不利が指摘される。殊に物價が下落しても、年金



額は之に従つて減額されるやうなことなく、又その金額が通常号銀と大差ない場合には然りと云へやう。

産業に対する補償費、例之、鉄道、運河、船舶等への戦時損害補償金は、何れもその全部が納税者全体の負担となるものであり、従つてもしその賠償價格が実價以上の場合はそれだけ、納税者の負担に於て、補助金を与へたことになる。この補助金に相当する部分が、該企業の改良発展に使用されたのであれば結局、社会の利得となつてゐるが、然らざれば納税者の損失となる訳である。又、軍需資材の拂下に於ては千離を急いだ為、不当に廉く拂下げ、購入者の懐中を肥やした事実が少くない。中東地方實は國外に於て主として非至済的目的に消費され、従つて英本國社会の経済的社会的利益を直接に齎すことのなかつたのは勿論である。

唯、之によつて帝國の國防力を強化し、又、同様にメソポタミヤ、パレスチナ、アラビヤ等に於ける商業的利権を確保するに至つたから、金銭的報酬なきの故を以て直ちに不生産的失費であつたとは云へない。

除隊兵教育が國家社会の負担となる就職能力者を減少せしめた効果は可なり大である。戦死者墓碑建設費については經濟上特に云ふべきことはない。

次に國防費をみるに、これは戦後十年の平均が一億三百万磅に上つてゐることは既述の如くであるが、この経費の效用をみる便宜上、人件費（行政、監督、年金を含む）と物件費（軍需資材、設備）に分つて考察する。前者は人員と支給率によつて決定されるが、人員は平均して戦前の約五分の四に減じて居り、一方支給率は海陸共に高くなつてゐる。一



九三〇——三一年海軍各位階を平均して一人当り支給額は一八七、五磅、（一九一三——一四年は八二、二磅）陸軍は一三六、〇磅（戦前、七四、九磅）空軍は一八三、三磅（戦前はなし）である。退職金及恩給についても戦前の二倍半平均である。これは一見すると非経済的な人員養成の為に一般國民が過大な負担を荷つてゐるやうにみえるが、必ずしもさうとは云へない。第一に戦前、陸海軍ともその下級者の俸給は低額に過ぎ、家族扶養に困難を感じてゐたのであるが、之を幾分なりとも緩和し、其の消費力を増加せしめたのみならず、一部には貯蓄力を与へてゐる。第二に、生活水準の向上と共に下士卒の教育、技術的訓練を充分ならしむる機会を多くし、為に兵役満期の後、一般職業に従事するを容易ならしめた。第三に、戦前より少い人数を以て國防を全うして間接に産業の進

展を助成してゐる。

軍用資材設備費は戦前の三分の一に減少してゐる。これは國民資本と労力をそれだけ他の平和産業に向け得たことになるが、軍態はしかく簡便ではない。大戦の終了と同時に進行はれた軍用資材需要の急減は従来、軍需生産に従事してゐた諸企業を著しい苦境に陥れ、多大の設備の廃棄、転用と失業者を生ぜしめたからである。而してかゝる諸企業が漸く、その平時的機能をと리카へし、産業發展の途につかんとするや、世界的不況、各國市場の閉鎖が彼等を待ち設けてゐた。一方、かゝる時に當つてこそ、無言の援助となる英國々防力は極度の無力状態の終に抛棄されてゐたのである。

最近國防力の充實を要求し、この為に政府の支出を期待するものが漸



く多からんとしつゝあるのは注目に値する。これは勿論、甲工紛争、スペイン動乱等に示された英國々威の驚くべき低落に対する單部方面の主張が中心となつてゐるが、その他に、軍需産業の振興によつて、慢性的不況を克服し、之を根幹として再び昔日の産業繁栄を奪回せんとする重工業部門の要求も之に合流しつゝあるのは各國の同様状勢と照らして興味多い。

第六節 産業関係費（並に失業救済費）

第一、産業関係費の内容

産業関係と失業救済とは實際上結合してをり、明確に何れに属する支

出なるやを決し難い部分が多い。而目的は多くの場合、同一事業によつて達せられるのである。又、失業者救済費は一見すると社会費の中に入れていゝやうに思はれるが、社会費は代償なしに一定階級に恩恵を与へるものであるに對し、こゝに述べる失業救済費は第一義的には社会の利益を目的とし、特定個人を利益するのは第二義的なものと予定されてゐる矣に於て異なる。尤もこの観矣からみても戦後の経費の大部分は社会的性質を多分にもつてゐるから、どちらに入れてよいか問題となるものが多いのであるが、次の如きものを包含せしめることとする。

○各年産業関係費（單位百万磅）

年次	道 路	地方交付金	農 業	失業補助金及公債	炭坑補助金	その他
一九一三—一四	、九四	七、九〇（三、九〇）	、二九	〇、一〇	一	〇、四五



一九二一—二二	八、五五	九、四〇	(五、八四)	二四、〇一	三、八〇	七、〇五	二、三一
一九二二—二三	一二、一五	一〇、一〇	(六、七〇)	二、三七	二、二七	〇一	一、三三
一九二三—二四	一二、九一	一三、三〇	(九、三〇)	五、八七	二、九七	一	一、五三
一九二四—二五	一五、〇七	一三、六〇	(九、六〇)	三、二九	三、四九	一	一、六六
一九二五—二六	一六、五四	一四、一〇	(一〇、〇〇)	三、八四	三、六一	一九、〇〇	一、八九
一九二六—二七	一七、三七	一四、二〇	(九、九〇)	五、五二	六、〇七	四、二〇	三、〇八
一九二七—二八	一九、三八	一五、七〇	(一一、一〇)	六、九九	一、九三	〇三	三、二三
一九二八—二九	一七、四七	一六、四〇	(一一、一〇)	五、五八	一、七六	一	三、七〇
一九二九—三〇	二〇、三〇	三一、五〇	(二六、八四)	八、二六	一、九四	一	三、八四
一九三〇—三一	二七、六六	四五、七〇	(四〇、七〇)	九、七八	二、九五	一	四、八五
一九三一—三二	三三、〇〇	四六、二〇		五、四二	三、六〇	一	

一九三二—三三	四五、二八	五、二三	一	
一九三三—三四	四五、四〇	六、一八	一	

其他の中には海外移住費、失業者教育、学術振興費、産業開発補助費、輸出信用等が含まれてゐる。右の中、影響最も甚しきものは道路の敷設、改修費であり、その大部分は失業者救済の為に企画されたものである。國庫より地方自治体に与へる交付金は一九二九年迄は大なる変化はなかつたが、今年従来収入割当制が廃止され、新制度がとられた結果急激に増加した。改正の原因は全國一四六五三町村各々その領域強弱を異にする為、劃一的作能不可能なること、保険、道路、警察等に於て地方の負担過大なりしこと、不況が更にその困難を加害したこと等である。か



くて地方事業の一部の中興移讓、地方財政の改善、交付金の増額等が行はれた。右表に於て括弧内が本節の使途に於てられた金額である。

農業補助金が一九二一年特に大なるのは穀物生産保証條令による特別補助の爲である。後半期の漸増は主として甜菜糖の栽培奨励費の爲で、之は二五年から向ふ一〇ヶ年と定められた。最初は砂糖一cutにつき一九二六片、糖蜜一cutにつき八志一〇、九片とし、漸減の予定であつたが、三年の糖價暴落の爲、予定通り三四年終止は實現困難となつた。三四年末迄に支出された補助金は四百萬磅である。次に土地の開墾、改良費をみるに、これは主として除隊兵の中の希望者に小土地を購入せしめる爲の資金前貸を目的としたもので、之によつて生ずる損失は初め凡て農林省の負担としたが、その終りに大なる爲、一九二六年以後は七五%國庫負

担、二五%地方負担とした。その他、土地改良、灌漑、植林、農業教育費等についても種々の対策が講じられてゐる。

一九三四年予算に於て新に畜牛基金及牛乳奨励金の設けられたことは注目すべきである。前者は三四年約二百萬磅、三五年四百萬磅、後者は各々約一九〇萬磅及二一〇萬磅である。畜産は英國の農業中極めて重要な部門であるが、戦後の農産物價格下落の爲、國內牧牛者は大いに苦むに至つた。そこで、政府は先づ、一九三二年輸入税法により生牛一頭当り一磅五志乃至六磅（生羊一頭一〇志）豚肉牛肉については従價四〇%を課し、又自治領とは輸入協定を締結した。次いで三四年畜牛産業法を定め、畜牛基金を設定し、一九三四年九月より三六年十月迄に國內畜牛生産者に対し總計六百萬磅の巨大な助成金を支給することになつたの



である。牛乳生産もその英國農業中に占める重要な地位の爲、種々研究改良を加へられ、三〇——三一年には一、二六三百万ガロンを生産した。三四年の牛乳法は純良牛乳の供給を確保する爲、三四——三八年に亘り七五万磅の補助金を支給することとした。又、牛乳市場販賣委員会への支給は三四、三五年各々約一六〇万磅と算定された。

失業公債及補助金は戦後の創設で、一九二〇年、道路及住宅以外の有益な事業遂行の爲め地方自治体に三百万磅を補助することとしたのに始まる。その後四、五年は失業者の増加と共にこの補助金も例年巨額に上つたが、二五年保守党内閣により一時その政策変更された。労働党内閣立つや、再び産業関係令及植民地関係令（一九二九年）によつてこの制度を改正し、該事業の爲の公債利子を二五百万磅迄補助する他、失業の甚

しき地方の労働者を他の地方に移すこと等についても規定した。之等により市町村有財産たる土地、建物や遊覧機関等が可なり發達し、その中の一は収入上から見ても甚だ有利であると云ふ。

炭坑補助金は毎年与へられたものではなく、一九二一、二五、二六年等にその時の事情に依じて与へられたものである。一九二一年は同年ストライキの後、炭業界が不況にあえいでゐるのに対して救助の爲に下付された。一九二五年も全様であるが、特に炭坑業に於て圧倒的部分を占むる賃銀を補助して老朽企業の倒壊を救はんとしたものである。しかもその甲斐なく、ストライキ勃発するや、政府は之が調停の爲、翌二六年に亘り二千三百万磅の補助金を与ふるに至つた。

学術振興費は戦前に比べて約三倍になつてゐるが、その補助範囲も頗



るべく、各博物館及び美術館を初め、王立協会、國民図書館、氣象台等の學術機関、並びに各種科學研究所、工業研究所等に亘つてゐる。

海外移住費は戦後初めて設けられたものである。これは、戦後の失業緩和の爲、英國民を帝國領土内の自治領及植民地に移住せしめ、以つて「英帝國人口の最上の分布により國民の幸福と全帝國の盛大発展を劃する」目的の下に始められ、数次の帝國經濟會議の結果、益々奨励された。しかし、自治領自体も失業に苦しむ有様となつて、その調整宜しきを得ず、大なる効果は挙つてゐない。

輸出信用制度は、一九二〇年海外貿易令により定められたもので、通貨混亂の爲、特に危険ある國と通商するものに対する貸与金制であり、一時的のものとしてされたのであるが、其の後も引つゞき延期存続された。

一九二一—二六年の産業助成令は國內に於ける労働者の使用を増大するため、個人企業が起す社債を保証する制度を定めた。後に之は植民地の政府事業に対しても与へられてゐる。しかし、非難多くして效果を挙げず、二七年以後廢止された。その他失業者教育費等は特に説明すべき事はない。

## 第二、産業開墾費の經濟的社会的影響

先づ、道路費からみると、戦前僅か百万磅に足りなかつた國費が一六七四万磅になつてゐる。しかしこの特別支出は殆ど全部、自動車税及油税によつて自ら賄つたので、新しく國庫負担となる出費を要したものでない。とは云へ、郵便事業と異り、道路會計に於ては失業救済の爲、不急の事業を起したのでその限り、納税者の利益は犠牲に供されてゐる。



道路の新開通、改修により交通上の利便を増し、一國産業の發達に貢献せるは勿論であるが、救済を当面の目的とせる結果、無用の併行道路を開き、僻地に六道を開き、而もその不熟練なる労働者を使用せるによりコスト極めて高價についてゐる如きは明かに國民經濟上不利を成ししものと云はざるを得ない。道路事業による失業救済の效果、之による社会費の節約と上記不利とを比べて利害何れなりやは容易に論断し難い。唯この場合、中央の負担のみならず、地方自治体の道路費負担が戦前の三五〇万磅足らずから戦後平均四五三〇万磅以上になつてゐることも考慮せねばならぬ。

次に地方交付金をみる。地方負担の軽減については一九二三年及一九二九年の立法をみれば特に後者の中、地方交付金について考察しやう。

この場合、最も向題になつたのは各地方に如何なる割合で分配するかと云ふことであつたが、結局、必要の程度によることとし、その必要の程度は次の標準によつて決定するものとされた。五歳以下の幼児の数を基準とする人口、下層課税額、失業、人口の散布、之である。尤もこれを直ちに適用するのではなく、最初七年は交付金の三分の一だけこの標準により、残余は減税と補助金廢止による收入減の程度に応じて分つものとし、次の五年は交付金の五五〇、更に次の五年は八〇%をこの標準により、その以後は全く之に従ふものとしたのである。これでも尚、地方の特殊事情に副はず、負担の不公平は充分に除かれたとは思はれないが、しかし従来に比すれば或程度迄、地方農民及び或種産業の重荷を軽くし、之を一般納税者の負担に移したものと云へる。



農業関係の支出で最も努力されたものは、甜菜糖奨励金である。この結果は一九二九—三〇年従業農夫四万人、栽培地三四九千エーカー、三千トンの甜菜糖を産出した。しかし、その生産能力は経費の大なるに比して決して良好とは云へないし、又、三〇年前後の糖價大暴落により生産者は何れも非常な困難に陥つた。今後糖價恢復すれば兎に角、今迄の處あまり悦ばしい結果を得てゐるとは云へない。

植林事業は十年間に亘り、三一万エーカーの土地に二一万五千本の樹を植え、植林関係労働者の特殊教育も大いに進んだが、之を收入的見地からみると、総経費の六〇%は三分七厘に廻つてゐるが、残余は全く利益を挙げてゐない。これは最近に於ける国内木材價格の不振によるものである。土地の開墾、改良等の事業もそれらの効果はあつたが、所要経

費の大きさと対照して考へると、極めて不経済に使用されたもので、結局一種の救済金乃至補助金となり終つてゐる場合が可なり多い。

失業救済委員会の事業は電力供給、ガス、水道、下水、公共建築、浴場、地方的交通機関、公園、墓地等広汎に亘り、大体、地方的利益を齎らす種類のものを主としてゐるが、道路、港湾、船渠、防波堤、送電線等当該地方のみならず、全國民至済に利益を与ふるものも少くない。尤も事の性質上、早急に立案し、必要の緩急を考へず、唯失業救済を第一目的とした為、多くの冗費を要した矣は、各方面に於て明かに指摘し得る。殊に、除隊兵、内國移住者その他各種の人員を使用し、而もそれらが事業に熱意なく被救済者として受動的にのみ働いた為、能率頗る悪く、通常の場合の四分の三程度の效果しか挙つてゐないと云はれるのは、此



種事業の施行に當つて特に注意すべき矣であらう。

石炭業への補助金は、英國の基礎工業の擾乱を避ける爲に、主として賃銀を補助し、船荷之を一般納税者の負担に移したものである。これにより炭坑の閉鎖、坑夫の失業、石炭業の萎縮は一時的にチエツクし得たであらう。しかし、英國炭業の苦境はその根ざす處、遠く且つ深い。根本塞源的大改造を行はざり限り、かゝる一時的補助金の如きは唯徒らに合理化を遅延せしめ、其の日暮しの態度を助成するものと云はねばならない。

科学的研究の奨励の結果は他國に比して決して優秀とは云へないが、併し可なり成果を得たことは勿論である。銻鉄の生産、無線電信業、及金製作、紡織機械等その例はいくらもある。唯、英國人の性癖として

完璧を期して慎重に過ぎ、新研究、新發明の大膽なる実験、採用を躊躇し、爲に屢々他國に一步を先んぜらるゝの風がある。

海外移住は一部分、失業救済事業に他ならない。しかも、その実情をみれば何等補助なかりし戦前十年は年平均三六万余の移民を出したのに対し、戦後十年の平均は十四万五千人にすぎない。戦後移住者の半は帝國移民法の補助の下に行はれたことを思へば驚くべき減少である。移民の内容についても大きな変化が起つてゐる。戦前のそれは海外の好景氣を狙つて一旗挙げやうとするものであつた。戦後のそれは國內で失業に追ひつめられて海外に何かの職を求めて出てゆき、結局農業に傭はれてゐるものだ。兎もあれ、移民により若干、失業を緩和し、且、英帝國領内に於ける白人の分布をより適當ならしめたことは確かであらう。



しかしその反面、一八オ—三のオの最も強健な男子を多く本國外に送り出して婦人過剰の傾向を益々助長し、一人当りとしてみれば失業救済費と軒輕なき補助費を費し、更に海外領土自体に於ける失業問題との衝突を生ずるに至つた等の矣を考へねばなるまい。

輸出信用及産業助成費は支出の少い割に比較的多くの効果を挙げてゐる。失業者教育費についても全様のことが云へやう。

要之、本節に扱つた経費は、社会の特定層の利益を直接の目的とせず、社会全体の利益を第一目的としてゐるものであるが、その間富階級と貧困階級との間の富の移行に關する矣、甚だ大なるものである。上述の分析よりしても、道路費、失業救済事業費、海外移住費、農業費等は直接間接、貧困階級全体の利益となつてゐることは明らかである。蓋し、

第一の表面目的は一般至濟發展の爲、産業開發助成の爲なりと云つても、副次的に貧困者の失業救済が附隨してきり、時にはその方が却つて眞の目的となつてゐるのである。かくて全体として、租税公課の負担多き富裕者から貧困者へ、更に貧困者より極貧者への利益移転が行はれた訳だ。尤も地方税軽減、石炭業補助、農業費の一部等については生産費の低下、直接の支給、資源の附加等の矣に於て富裕者階級の大なる利益を齎してゐる場合も少くない。

### 第七節 其他の諸経費

二、に取扱ふ経費は他の諸節に含まれた以外のもの凡てを包括し、從



つてその範囲各方面に亘り、一見全く関係のないものも入ってくるが、大体に於て、戦前戦後を通じて、大なる変動のなかつた経常的経費であるとみてよい。之を便宜上次の如くに分けて考察する。(単位百万磅)

年	一般行政	徴税	警察	工作 建設 設備	愛蘭	外務及 植民省 手当	退職金	刑務所	カレンヂ イト費	合計
一九一三―一四	四・九〇	四・三九	・四四	二・九四	一〇・七〇	一・五〇	・七九	・八五	―	二六・四一
一九二一―二二	二五・三八	一三・九三	七・八四	七・四四	二八・四〇	一・九八	一・七五	一・六三	・三七	八五・六二
一九二二―二三	一〇・九六	一〇・七三	七・二〇	五・〇四	一四・三〇	一・八九	一・五五	一・一五	・三四	五三・〇六
一九二三―二四	一〇・八〇	一〇・〇五	六・六九	四・九一	一三・八〇	八・六九	一・四四	一・〇七	・三四	五六・七九
一九二四―二五	一三・六三	一〇・三八	七・二一	五・三二	八・八〇	一・九二	一・五三	一・〇八	・三四	四九・〇〇
一九二五―二六	一〇・五八	一〇・七一	七・七〇	五・六九	九・六〇	二・一五	一・五八	一・一〇	・三六	四九・四七

一九二六―二七	二一・八九	一〇・八七	八・〇七	五・二六	八・八〇	・九四	一・六五	一・〇六	・三五	四八・八九
一九二七―二八	九・三四	二二・〇八	八・〇九	五・一九	九・〇〇	・八九	一・六九	一・〇七	・三六	四六・五七
一九二八―二九	九・八〇	二二・五七	八・三〇	五・〇〇	九・〇〇	一・〇六	一・七四	一・〇四	・三八	四七・八九
一九二九―三〇	九・八六	二二・四九	八・四二	四・八三	九・五〇	一・一八	一・七九	一・〇六	―	四八・一三
一九三〇―三一	一〇・五二	二二・〇二	一一・四六	五・四四	九・三〇	一・二〇	一・九〇	一・〇九	―	五三・九三
一九三一―三二	一〇・四五	一一・五〇	一一・〇〇	五・五〇	九・八〇	一・二〇	一・九〇	一・一〇	―	五三・七四

(1) 最も大なる膨脹率を示してゐるのは一般行政費である。一般行政費と云ふ語は一級にもつと広義に用ひられるが、こゝではそれより狭く、郵便や道路基金の如き特別会計、國防部門、收税官廳、戦争年金、外務及植民省、文官退職金等の費用を除いたものである。従つてこれに含ま



れるものを列挙すれば、大藏省政務費及び貿易省、労働省、保健省、農林省、交通省、その他の行政機関の費用、裁判所登録所費用、司法省の俸給、皇室費、国会歳費、国際聯盟納入金等であらう。この一々に亘つて説明するのは無用であるが、全体として戦前の二倍以上を示すに至つた傾向について一言する。以上各項を通じて最も著しいのは俸給の引上人員の増加による人件費の膨脹であらう。メイ報告によれば一人当りコストは一九一四年一七三九磅、一九二一年三七八四磅であり、一九三〇年は二八九二磅である。これは平均五五%に上る臨時割増の爲で本俸は戦後も一人当り一八六五磅平均にすぎず、戦前と大差ない。されば、人員増加の方が経費膨脹の原因としては大である。一九三二年以降屢々整理緊縮が行はれたが、著しい効果はなかつた様に思はれる。労働省、保

健省、貿易局、農林省の使用人員は戦前一三、五〇〇人であつたが、一九二二、二六、二九年各々四月一日現在によれば、三三、九八三人、二六、三二七人、二九、四〇六人となつてゐる。この中労働省は戦前五、〇〇〇人から一九二九年一六、八〇〇人と三倍以上になつてゐるが、之は主として失業保険制度の拡大の結果とみられる。又、保健省は一九一四年三、二〇〇人から一九二九年五、八四五人に、貿易局は全じく二、五〇〇人から四、四三六人に増加してゐるが、唯、農林省のみは若干減少してゐる。

(2)次に尚題となるのは租税徴收費である。これは戦後の変動は少いが戦前に比べれば約二倍半になつてゐる。尤もこの間、税収入は約四倍になつており、これに忖じて一九二九年には関税及消費税の職員は一〇、八〇〇から一一、七三四に、内國収入の職員は、一五、八〇〇から、二〇、七六



八人になつてゐる。関税等に比し、國內税の場合に人員増加の大なるは、前者にあつては國境は戦前と変わらず徴收も容易なのに対し、後者に於て、広大なる新納税階級を包擁するに至り、殊に直接税たるため調査徴收その他に莫大の人員を必要とするからである。又、評價問題についても、脱税防止についても後者に於ては前者よりも遙かに繁雜なるべきは予想し得る。俸給の引上による増加部分については前項の説明がその終妥当するから再言しない。

(3) 警察費は戦前に比すれば驚くべき増加を示して居り、殊に中央の警察費についてさうであるが、これは近時警察事務の益々重大性をもつてきたこと、その性質が地方的たるよりも全國家的のものと認められるに至つたこと、等により、俸給、退職手当等につき、著しき待遇改善をみ

た為である。

(4) 愛蘭土費は一九二〇年の愛蘭土政府法 一九二二年の愛蘭自由國法 一九二六年の究極的財政協定等によりその性質金額共に全く変更するに至つた。先づ、一九二〇年の法律により、教育、保健、労働、司法、老年々金等に関する歳出入は新愛蘭土財政部に移され、郵便費及各租税は本國に残された。この本國に残された租税の収入は英本國に一応徴收され、それから徴收費と愛蘭分担金一八百万磅を差引いた残りが愛蘭土に引渡されるのである。一九二二年乃至二六年の各協定は土地年金及警察年金の七五割を英國政府に移す旨定めたが、結局、英國政府は上記の差額を愛蘭土に引渡す他、愛蘭警察年金、政府建物費、裁判所費その他を負担することゝなつた。かゝる組織によれば、英國政府の純負担部分



は比較的少く、且次第に減少しつつある。

(5)次に外務及植民費はその増大せるもの、重要部は先に中東地方費として別項目の下に説明して了つたから、茲に述べべきは少い。植民費のみをとつてみると、戦争直後に比較的増加してゐるのは、勿論、平和條約による領土の拡大の爲である。又、トーゴランド、タンガニカ等、戦時損害を受けた地方の経済的復興費、その他の地方に対する経済不況打開の爲の補助等も相当である。外文關係では対外貿易助長の爲、領事館新設、商務館特派等により一時的支出稍膨脹したが大なるものではない。

(6)建物、設備、工作費は各種建築材料、賃借料の高騰により戦前の二倍になつてゐるが、戦後は大なる変化なく、寧ろ減少してゐる。退職金

手当等の増加は第一項に説明した俸給、ボーナスの増額、人員の増大からして容易に説明され得る。これは刑務所費についても同様である。一九一四年以来のカレンシーノート発行の爲の費用は一九二八年その発行中止、英蘭銀行券への吸収により消滅した。

以上を通観してみると、此の部門はその包括する項目の多いにも拘らず、一般行政費を除けば何れも、戦後に於て大なる増加を示しておらず、中には減少してゐるものさへある。一般行政費は戦前の二倍に達してゐるが、その間に國民所得も約二倍となつてゐるから、さ程の負担過重とは云へない。殊にその費目の内容をみれば、貿易商の如きは諸外國に貿易委員会を派し、経済機關を設立し、各種の情報蒐集、貿易商機助等に戦前の尊大な当路者とは全く表つた活動をみせてゐる。英國貿易の世界



的凋落と反比例して、この部局の活動は益々必死的となるであらう。又、労働省に於ても、失業問題、除隊兵訓練、産業平和の助成、各種統計作成等につき、戦前よりも遙かに活動地域が広汎になつた。保健省、農林省、交通省何れについても同様である。

徴税費の増加も亦、その事務の複雑になつた結果で、已むを得ないものであるが、収納額の増加に比し、その程度少きことは徴税技術の進歩せる証左である。警察費についてはその負担の一部が地方から中央に移されたことは、性質上当を得たものと思はれる。植民省及外務省費の増加も、海外領土の拡大、対外関係の複雑化の結果として怪しむに足らない。その他の諸費目については特に述ぶべき点はない。

斯くの如く論ずると、恰も戦後のこれ等諸経費は理想的に行はれた様

に聞へるが、事實は決してさやうでなく、批判の余地は可なり大である。戦時状況から平和機構への編成がへに際してみられた多くの冗費、不能率については嬉々置き、最近十数年間に於ける上記各省の人員増加は陸海軍のそれが寧ろ減少してゐるのに対し著しい対照をなし、奇異の觀を起さしめる。それは勿論、上に述べた如く各方面とも事務が複雑化し、活動範囲が広くなつた為に違ひないが、一面冗費を擁して非能率的な仕事をしてゐることも否まれぬ。一九二七年の人員減少プログラムによれば、六万二千の人員につき、一万一千の冗員が指摘されてゐる。又一九三三年以降、各方面に整理が強行されたにも拘らず、戦時以来の宿弊たる各部局の再分布とその為に生ずる機能の重複は依然として改められず、根本的の行政整理、部局の廃合を必要としてゐる様に思はれる。



第六章 我國財政との比較

第一節

日英兩國の國民經濟

(一) 國土、人口、國富、國民所得の比較

(二) 兩國經濟成長力の比較

- (1) 日英貿易指數
- (2) 兩國商船建造噸數割合
- (3) 日英輸入チール生産指數
- (4) 日英鐵維工業生産指數
- (5) 日英勞働指數

第二節

我國財政と英國財政との比較

(一) 兩國歳入の比較

(二) 兩國歳出の比較

- (1) 租稅收入の占める割合
- (2) 租稅中に所得稅の占める割合
- (3) 日英の行政費、軍費、國防費の割合
- (4) 兩國に於ける軍費の意義

第三節

日英兩國財政の批判

(一) 英國に於ける消極財政の根據

(二) 我國に於て之を採るべからざる所以



### 第一節 日英兩國の國民經濟

日英兩國の財政狀態を比較するに先立ち、その背景たる兩國々國民經濟力の大体を比較対照してをくを便宜とする。先づその領土をみるに、英國は本國面積は二四五千方料に過ぎないが、之に一四〇倍する植民地屬領を有し、總面積三八、三五二千方料に及び、資源頗る豊富である。之に反し、我國は植民地を合するも僅かに六八一千方料（内地三八二千方料）にすぎず、各種資源頗る貧弱である。しかし英國がその膨大なる帝國領内自体に各種の対立する利害を包含し、自治領との經濟提携又必しも円満ならざるに比すれば、我國は利害一本緊密なる統一を保有するの利を有する。更に人口をみれば、英國は本國に四六六〇万を有する他、全

世界に散布する帝國領の全人口を合すれば五億を超え、黒白の人種相錯雜してゐる。我國は内地六六五〇万、植民地を合して九四九八万、人種構成は比較的簡單であるが、一方料当り人口密度は一四一人に上り、英國のそれが一三人なるに比すれば、著しい領土的狭隘感を示してゐる。國富の測定は頗る困難であるが、英國の一九二五年調査によるもの（当該年度平均為替相場で邦貨に換算すれば、二八九〇億円（人口一人当り六三八〇円）となり、昭和五年我國々富一一〇二億（一人当り一七一一〇円）に比し頗る豊富であるが、現在英國富は遙かに減損せるものとみられるから、大体我國の二倍強とみてよいであらう。國民所得は我國に於ては最近十年、八五億乃至一三〇億の向を上下して居り、略一〇〇億と推定してよい。従つて國民一人当り所得は一五〇——一七〇円であら



う、之に対し英國の昭和九年の國民所得は邦貨換算六五七億円、國民一人当り一四二〇円である。我國民所得の劣弱なること、従つてその生活水準極めて低く、担税能力亦頗る少なること以つて推知すべきであらう。この兩國の経済力を比較するに参考となるべき数字を若干挙げておく。

石炭生産	鉄生産		貿易		日本	英國	年度
	鋼塊	鉄	輸入	輸出			
三五六〇万噸	三八四九千噸	一九三四千噸	二、二五〇百万円	三、一六七百万円		三九六百万磅	昭和九年
						六八五百万磅	
						六〇三四千噸	
						八八六〇千噸	
						二二三一〇万噸	

電力	ガス製造量	セメント生産	人絹	合成染料	ステールファイバー	年度
一七〇億KWH	七七〇百万立方米	四八〇万噸	六二四八八噸	一五八百噸	二一四〇キロ瓦	昭和八年
二〇三億KWH	八三〇三百万立方米	四五〇万噸	四二二三〇噸	二四〇百噸	一五〇〇キロ瓦	昭和九年

以上の如く其の現状に於ては若干新興工業を除き尚我國の工業力は到底英國に及ばない。しかし尙問題となるは現状よりもその発展力である。この点からみれば英國の國勢万端が停頓又は退潮をみせつゝあるに反し、我國のそれは凡ゆる方面に於て目醒ましき進展をなしつゝあることを指



年次	日本	英國
1925	100	100
1926	116	43
1927	121	122
1928	147	115
1929	176	131
1930	176	98
1931	145	70
1932	181	71
1933	246	95
1934	300	122

○日英鋼生産指数(一九二五年生産額を一〇〇とする)

年次	日本	英國
1913	1.7%	58%
1920	7.8 "	35 "
1921	5 "	35 "
1928	4 "	31 "
1929	6 "	54 "
1930	5 "	51 "
1931	5 "	31 "
1932	7.4 "	25 "
1933	15 "	27 "
1934	16 "	47 "

○世界商船建造噸数に対する日英の割合

國別 年度	日本	英國
1913	100	100
1920	314.6	248.6
1921	210.5	135.0
1922	259.0	130.1
1923	251.8	141.2
1924	312.8	156.0
1925	356.1	160.1
1926	324.7	143.9
1927	306.2	146.0
1928	306.0	145.3
1929	320.4	146.7
1930	221.4	121.2
1931	174.9	93.7
1932	208.6	79.6
1933	277.4	77.8
1934	327.0	84.1

○日英貿易指数(一九一三年金額を一〇〇とす)

ある。

摘し得る。そして、この國民經濟の生命力にこそ、凡ゆる經濟政策は依  
 據するのであるから、彼我の國狀を論じ、その政策を批判するものは、  
 この向の事情を最も明確に把握しておかねばならぬ。現在、彼が優位に  
 あるからとて、その政策をとつて直ちに我に妥當せしめんとする如きは  
 明かに這般の相違を知らざるものと云はねばならぬ。

試みに日英兩國の經濟生長力を若干の点に於て対照すれば次の如くで



○日英硫安生産高(單位千噸)

	日本	英國
1925	132	406
1926	149	309
1927	178	447
1928	234	573
1929	237	854
1930	377	689
1931	614	532
1932	673	638
1933	715	592
1934	790	—

○日英勞銀指數(日本は商工省調、英國は倫敦劍橋エコノミックサービス調)

	日本	英國
1914	100.0	100.0
1919	221.8	213.3
1920	288.1	255.1
1921	237.1	254.0
1922	309.5	196.2
1923	306.9	175.2
1924	315.3	177.2
1925	310.9	196.3
1926	309.1	196.1
1927	302.7	196.4
1928	302.3	194.5
1929	298.9	193.7
1930	274.0	191.8
1931	246.7	189.3
1932	236.4	185.8
1933	236.9	183.4
1934	237.5	183.4

第二節 我國の財政と英國財政との比較

茲に我國の財政につき詳密なる分析を試みることは固よりその目的とする處ではない。唯、前章迄説き来つた英國財政と我國のそれを対照せしめて、その相異なる所以の一端を明かにすれば足りる。

第一 兩國歳入の比較

先づ我國の歳入をみるに左の如くで、英國のそれに比べて著しい差異は、後者の約九五%が租税収入なるに對し、我國の租税収入は歳入總計の三五—五〇%にすぎないこと、反之、公債収入は我國に於て最近三五%に上り、益々増加の傾向をもつてゐることである。尤も左表に於ける租税は英國の部に述べたよりも意義狭く真に兩者を對比させるには我國の租税に印紙収入及專賣局益金等を加算せねばならない。それにして



年度	總計	經常部			
		計 (其他共)	租稅	印紙收入	官業及官有 財產收入
明治30年度 決算	226,390	124,222	94,912	5,970	19,722
35 "	297,341	221,240	151,084	13,947	49,918
40 "	857,033	492,287	315,983	25,155	141,771
大正1 "	687,392	552,085	360,969	28,934	142,241
6 "	1,084,958	763,760	430,604	52,763	250,069
8 "	1,808,633	1,063,120	972,385	98,904	251,559
9 "	2,000,652	1,174,677	696,257	83,370	327,760
10 "	2,065,711	1,283,812	785,851	86,327	333,784
11 "	2,087,345	1,428,206	896,403	86,854	360,185
12 "	2,045,298	1,303,832	787,203	86,388	342,686
13 "	2,127,391	1,438,640	887,237	92,720	383,137
14 "	2,071,339	1,443,234	894,808	91,530	427,613
昭和1 "	2,056,361	1,452,409	886,999	82,327	451,414
2 "	2,062,755	1,484,779	898,673	81,434	471,492
3 "	2,005,691	1,505,012	915,709	86,579	474,194
4 "	1,826,444	1,481,143	893,505	79,257	479,964
5 "	1,596,972	1,422,059	835,041	69,704	482,860
6 "	1,531,082	1,314,911	735,504	65,433	472,706
7 "	2,045,275	1,287,038	695,837	66,633	466,741
8 "	2,331,759	1,391,418	748,566	73,246	495,246
9 現計	2,246,981	1,342,930	843,183	78,026	265,496
10 干算	2,215,413	1,335,587	828,741	82,205	276,410
X 11 "	2,278,130	1,451,842	924,804	79,663	291,885

臨時部			
計 (其他共)	公債金	雑收入	前年度 剰余金
102,167	36,389	3,852	18,162
76,101	12,741	2,172	7,502
364,796	-	16,441	65,975
135,306	18,327	5,376	71,817
321,198	16,984	63,178	222,513
745,512	19,090	31,836	462,080
825,975	53,631	41,575	636,304
781,898	53,632	45,062	640,674
652,139	26,925	13,931	575,855
741,466	35,041	10,016	657,655
688,751	127,969	2,492	524,247
628,134	46,589	3,809	502,348
603,951	34,033	2,384	546,380
577,975	61,094	2,211	477,534
500,678	157,085	10,080	297,032
345,301	99,862	15,288	190,885
174,912	38,000	17,229	90,127
216,170	120,272	14,390	39,108
758,236	659,392	11,327	54,206
940,340	753,037	20,747	95,134
904,050	742,542	31,354	77,097
879,825	771,651	22,075	7,000
826,288	680,314	11,790	-

も矢張り我國の租稅收入は全歳入の四五—六五%を占むるのみである。  
 ○一般會計歳入累年比較表(單位千円、×印不成立予算)



		租税收入 總 額	所得稅 收益稅 財產稅	流通稅 取引稅 交通稅
英 國	1913-14	<sup>百万磅</sup> 163	47.7%	6.3%
	1925-26	684	58.8%	3.8%
	1928-29	685	55.0%	4.5%
	1933-34	709	52.1%	3.2%
日 本	1913-14	<sup>百万円</sup> 473	30.4%	8.8%
	1925-26	1160	34.3%	10.7%
	1928-29	1198	32.0%	8.7%
	1933-34	1003	30.1%	8.9%

消費稅 等 當 益 金	肉 稅
24.1%	21.9%
22.3%	15.1%
23.7%	17.3%
17.4%	25.3%
44.5%	15.6%
43.6%	9.6%
45.2%	12.6%
49.1%	11.5%

又、その租税收入についても、英國に於ては所得稅が四八—五九%を占むるに對し、我國の所得稅及收益稅等は全租税收入の三〇—三四%を占むるに過ぎない。一方、英國に於て消費稅は全租税の二二—二四%に當るのみであるが、我國のそれは實に四三—四九%に上つてゐる。消費稅が大塚稅たる限り租税負担の分布に於て、英國の方が遙かに公正なるは論を俟たない。



年 度	行政費	割合	軍費	割合	國債費
1914	334,511	52%	170,960	26%	142,950
1918	512,474	51%	367,985	36%	136,577
1919	524,395	45%	536,637	46%	111,247
1920	615,273	45%	649,759	48%	94,946
1921	647,260	43%	730,568	49%	112,027
1922	709,715	50%	604,801	42%	115,174
1923	852,797	56%	499,071	33%	163,182
1924	981,891	60%	455,193	28%	187,940
1925	859,718	56%	443,808	29%	221,462
1926	911,359	59%	434,249	27%	233,219
1927	991,950	56%	491,640	28%	282,134
1928	1,011,917	55%	517,238	29%	285,701
1929	961,054	55%	494,920	29%	280,343
1930	842,487	54%	442,859	28%	272,517
1931	808,414	55%	454,617	31%	213,344
1932	1,022,276	53%	696,385	35%	241,480
1933	1,047,251	46%	872,620	39%	334,792
1934 下等	908,089	41%	942,343	42%	378,950
1935 下等	803,145	36%	1,022,742	46%	389,527

第二、兩國歳出の比較

次に金融事項参考書所掲に従ひ、我國の歳出を國債費、國防費、行政費に分つてみれば次の如き結果となり、國防費及公債費の激増と行政費の收縮が明かに看取される。

○歳出種類別表（單位千円）

割合	總 計	割合
22%	648,420	100%
13	1,017,036	"
9	1,172,328	"
7	1,359,978	"
8	1,439,956	"
6	1,429,690	"
11	1,521,050	"
12	1,625,024	"
13	1,524,989	"
15	1,578,826	"
16	1,765,723	"
16	1,814,855	"
16	1,736,317	"
18	1,557,864	"
14	1,476,875	"
12	1,950,141	"
15	2,254,662	"
17	2,229,882	"
18	2,215,414	"



英國に就て全様の分類により統計を作出すれば次の如くなる。但し、この場合行政費と云ふは第二章に述べた文治費の他、徴稅費、逓信費及國債費以外の既定費を包含すること勿論である。(單位千磅)

割合	國債費	割合	總計	割合
39.0 <sup>%</sup>	24,500 <sup>千磅</sup>	12.5 <sup>%</sup>	197,493 <sup>千磅</sup>	100 <sup>%</sup>
24.4	349,599	29.5	1,195,428	"
17.6	332,294	30.8	1,079,187	"
13.7	323,990	39.8	812,497	"
13.4	347,309	44.0	788,840	"
14.4	357,161	41.1	795,777	"
14.5	356,229	43.3	826,100	"
13.8	378,584	44.9	842,395	"
14.0	378,816	44.0	838,585	"
13.9	369,000	45.0	818,041	"
13.6	355,000	42.9	829,494	"
12.5	360,000	40.9	881,037	"
12.6	322,000	37.8	851,118	"
11.9	308,500	36.0	859,310	"
13.9	224,000	28.7	778,231	"
15.7	224,000	26.7	797,067	"
15.5	224,000	26.9	834,320	"

年 度	行政費	割合	國防費
1913-14	95,814 <sup>千磅</sup>	48.5 <sup>%</sup>	77,179 <sup>千磅</sup>
1920-21	553,601	46.1	292,228
1921-22	557,453	51.6	182,440
1922-23	377,507	46.5	111,000
1923-24	335,731	42.6	105,800
1924-25	354,239	44.5	114,700
1925-26	348,494	42.2	119,377
1926-27	347,581	41.3	116,230
1927-28	342,329	42.0	117,440
1928-29	336,115	41.1	113,470
1929-30	361,494	43.5	113,000
1930-31	410,513	46.6	110,524
1931-32	421,838	49.6	107,280
1932-33	447,820	52.1	102,990
1933-34	446,359	57.4	107,872
1934-35	459,197	57.6	113,870
1935-36	80,735	57.6	129,585

右の比較に於て論議の焦点となるべきは我國に於ける國防費の割合の幾大なることであるが、此の場合注意すべきは國防費なるものゝ包括する範圍及びその社会的效用が故我必ずしも等しからざることである。例之、



上掲表に於ては単純に、海陸空三省の経費を以て英國々防費として弁別したのであるが、此の他に植民關係の経費はその大部分が事實上國防費に屬するものであり、之を具体的に検討して國防費中に包含せしむれば、その全経費に対する割合は遙かに大となるであらう。

更に所謂軍事費の經濟社会に及ぶ影響に就いてみても、英國に於ては、在来の尨大な多分に合理化されてゐない、重工業設備の死滅を防ぎ、不廉なる生産を続けしむるに役立つてゐるに過ぎない。しかるに我國に於ては漸く樹立の途に就かんとしつゝある重工業にその基礎を与へ、その活力を刺激しつゝ、一般經濟進展の一大支柱となつてゐるのである。彼にあつては消極的、不生産的要素が主となつており、我に於ては積極的、生産的性質が最も顯著に感得される。従つて單なる数字上の割合を以て、

我國経費が不生産的に用ひられ、英國全費が之に反するとなす如きは全く皮相の見解とせねばならない。

假りに我國の軍事的要求が半減し、従つて所謂軍需工業がその活動の半を休止せざるを得なくなつたものとせよ、その場合如何なる事象が現れるか？ 恐らく現在活況を呈しつゝある我經濟は根本的に叩き潰されて、底なしの不況に当面せざるを得ないであらう。對外的方面に之が如何なる結果を生じ来るかは多弁を要しない。

我國の歳出に於て、これよりも遙に多く論議さるべきは寧ろ行政費中に占むる社会費の腫少なることであらう。英國に於ける直接間接の社会施設が如何に充實せるかは既述した如くだ。之に比して我國のそれは如何に貧弱であることか。固より下層階級の保護厚きと過ぎて懶怠の風を



招きつゝある英國失業手当制度の如きを望むのではないが、現状に於て余リにも無視されてゐる日本民衆、殊に地方農民に対してはより多くの國費が費やされてよいであらうと確言し得る。

### 第三節 日英兩國の財政々策批判

最後に我々は上述し来れる英國財政々策の功過を判定し、我國に於て果してこれに學ぶべきありや否やを検討しやう。由來、我國朝野には英國の財政經濟政策に対する狂信的崇拜者が多く、彼の行ふ所、これ悉く是なりとして模倣に曰もこれ足らざるの嘆きがあつた。世に「健全財政」として喧傳さるゝ我國大藏省主計局の傳統的的政策も一に英國型財政々策

の忠実なる模寫に他ならない。然し乍ら、英國に於てかゝる健全財政々策が何故に採られたか、又その結果如何なる事態を招来しつゝあるかを充分に考究してみるならば、英の「健全」必しも我にとつて「健全」ならざる所以を知り得るであらう。

第一に今日に於ては流石に英國もその旗幟を改めざるを得なくなつたとは云へ、元來彼の據つて立つ國是國策は自由主義にある。自由主義國家に於ては、個人が自然の秩序に従つて生産に従事し、國家は、その得たる財産の安全なる享樂を保障すれば足りるとされてゐる。即ち國家は人間の便宜の爲につくつた一の機關にすぎず、その職能は外敵を防ぎ治安を維持する「夜警」的のものに限極され、國家が經濟の自由機構に干渉する如きは論外とされてゐるのである。かくの如き國家學說の上に立



つ財政々策が専ら、經費の緊縮、従つて國家活動の消極性を第一となしたるに不思議はない。さり乍ら、かゝる意味の自由主義は英國自身でさへ既に先づその社会政策によつて修正し、次いで貿易擁護の名の下に全面的に離脱するの他なき状態に迫られてゐる。國家の職能に就て全く彼と異なる觀念を懷持する我國に於て、今日尚、國家の經濟干渉を非とし、國家活動の消極性を強ふる、無條件的經費緊縮政策を唱ふる如きは單に時世の表局に眼をつぶるの愚をなすのみならず、國家の任務を全く理解せざるものと云はねばならぬ。

第二に、英國に於て健全財政或は消極財政を採らざる可からざりしは、大戦に於て未曾有の不生産的債務を負ひ、これ以上の債務を起すことについて多大の疑惑を持つに至つたことに一半の理由を持つ。我國に於て

は、幸ひにも世界大戦に於て殆ど局外者の地位に立ち、かゝる意味の不生産的債務は極めて微少に止まる。そして今日、我國に於て問題となつてゐる軍事公債がその本質に於て、英國の現に負担する如き不生産的のものとは全く異り國民經濟推進の一動力となつてゐることは既に述べし如くである。

第三に、英國が非募債、租税重課の一矣張りで健全財政の虚名を死守した結果得たものは何であつたか。租税の相次ぐ重課の爲、企業心は萎縮し、合理化はその金融負担大なる爲完行されず、従らに世界産業の近代化に遡るゝのみではなかつたか。軍事費の極度の削減により、その國防力は戦前の地位を全く喪失し、之に伴つてその國際的地位も極度に低下し、米國の軍大には勿論、佛、独の前にも唯手を束ねてその爲すに委



せ、弱小、伊太利をすら制御し得ざるに至つてゐるではないか。歐洲に於て磐石の偉力を持ちし英國にして尚しかり、東亞の一角に貪弱なる資源と、完全なる孤立の状態にあつて軍備米露の二強に扶まるる我國にして一度び武備欠くる處あらばその結果將して如何。諸強相阻んで氣勢辱らざるに乗じて漸くその地歩を對外的に進展し乘りし我經濟活動が、徒らなる消極政策の爲に、その活力の支柱を失ふに至つたならば、現在尚英の富力の半にもなき我國經濟の前途果して如何？。かくの如く見れるならば我國に於て今日採るべきは断じて英國式消極政策に非ず、國家自らいニシアテイーブを採る活潑なる積極活動こそ採るべき唯一の途であり、之を基調とする財政々策こそ、眞の意味の雄健十全の國策なりと断言せざるを得ないのである。







